

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年12月18日
【事業年度】	第69期(自 2024年10月1日至 2025年9月30日)
【会社名】	株式会社タカトリ
【英訳名】	Takatori Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 誠
【本店の所在の場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【電話番号】	0744(24)8580
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 重富 謙一
【最寄りの連絡場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【電話番号】	0744(24)8580
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 重富 謙一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

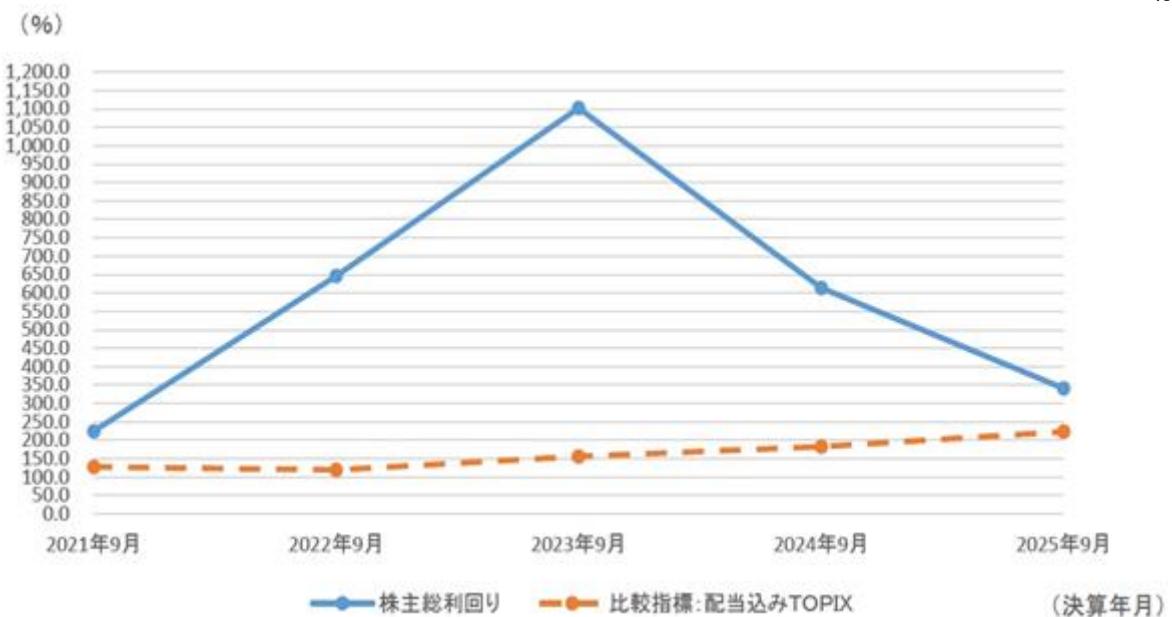
回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	6,528,778	10,223,476	16,367,981	16,082,270	7,330,581
経常利益 (千円)	490,541	1,462,290	2,599,568	2,758,834	851,690
親会社株主に帰属する当期 純利益 (千円)	377,725	1,028,337	1,907,885	1,937,892	584,879
包括利益 (千円)	393,985	1,022,403	1,939,848	1,963,524	571,946
純資産額 (千円)	5,507,662	6,406,934	8,182,587	9,927,550	10,266,595
総資産額 (千円)	10,950,616	12,664,147	18,041,991	17,445,631	15,911,921
1株当たり純資産額 (円)	1,008.67	1,173.39	1,498.60	1,818.19	1,883.62
1株当たり当期純利益 (円)	69.18	188.33	349.42	354.92	107.15
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	50.3	50.6	45.4	56.9	64.5
自己資本利益率 (%)	7.1	17.3	26.2	21.4	5.8
株価収益率 (倍)	15.70	16.60	15.60	8.20	14.20
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	1,106,080	252,979	1,500,092	213,785	916,993
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	58,192	290,378	114,283	146,639	428,876
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	462,835	11,279	5,155	1,475,357	183,354
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	3,071,334	3,056,406	4,437,815	6,264,669	5,110,396
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	203 (48)	198 (81)	198 (119)	210 (86)	201 (78)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。なお、従業員数欄の(外書)は臨時従業員数の年間平均雇用人員であります。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しており、第66期以後に係る主要な経営指標等につきましては、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	6,536,506	10,266,277	16,374,723	15,999,009	7,208,561
経常利益 (千円)	520,715	1,414,955	2,520,617	2,710,870	837,214
当期純利益 (千円)	422,503	1,005,005	1,873,192	1,901,713	603,170
資本金 (千円)	963,230	963,230	963,230	963,230	963,230
発行済株式総数 (株)	5,491,490	5,491,490	5,491,490	5,491,490	5,491,490
純資産額 (千円)	5,587,250	6,451,110	8,189,161	9,899,684	10,258,889
総資産額 (千円)	11,007,165	12,652,794	18,237,727	17,526,487	15,933,288
1株当たり純資産額 (円)	1,023.24	1,181.48	1,499.80	1,813.09	1,882.20
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	15.00 ( - )	30.00 ( - )	40.00 ( - )	40.00 ( - )	40.00 ( - )
1株当たり当期純利益 (円)	77.38	184.06	343.06	348.29	110.50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	50.8	51.0	44.9	56.5	64.4
自己資本利益率 (%)	7.8	16.7	25.6	21.0	6.0
株価収益率 (倍)	14.00	17.00	15.90	8.30	13.80
配当性向	19.4	16.3	11.7	11.5	36.2
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	200 (48)	195 (81)	195 (119)	207 (86)	198 (78)
株主総利回り (比較指標:配当込みTOPIX)	224.7 (%)	646.2 (128.1)	1,102.2 (119.6)	613.9 (156.1)	340.5 (183.1)
最高株価 (円)	1,335	3,675	9,760	5,770	2,979
最低株価 (円)	443	990	2,833	2,183	948

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。なお、従業員数欄の(外書)は臨時従業員数の年間平均雇用人員数であります。  
 3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前につきましては、東京証券取引所(市場第二部)におけるものであり、2022年4月4日以降の株価につきましては、東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであります。  
 4. 第69期の1株当たり配当額40円00銭については、2025年12月19日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。  
 5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しており、第66期以降に係る主要な経営指標等につきましては、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。  
 6. 株主総利回り及び参考指標(配当込みTOPIX)の最近5年間の推移は以下のとおりであります。



## 2 【沿革】

年月	事項
1956年10月	奈良県大和高田市旭南町に資本金 800千円をもって、(株)高鳥機械製作所を設立。 織維機械の製造・販売を開始。
1964年 5月	商号を(株)タカトリ機械製作所に変更、奈良県大和高田市旭南町に新社屋竣工。（2006年4月売却）
1968年 3月	奈良県橿原市新堂町に橿原工場（現 本社工場）を新設。
1968年 5月	ツマ先自動縫製機トウクローザーを開発。
1972年 3月	股上自動縫製機ラインクローザーを開発。
1972年 4月	大阪支店（大阪市東区）を開設。（1991年6月廃止）
1972年 5月	海外代理店と契約を行い、本格的輸出を開始。
1973年 3月	東京営業所（東京都中央区）を開設。（1975年3月廃止）
1973年 5月	関連会社広栄商事㈱を設立。（後にタカトリ機工㈱に商号変更）
1978年 2月	関連会社(株)タカトリサービスセンターを設立。
1978年 6月	東京重機工業㈱（現J U K I㈱）と「ポケット口自動縫製機」の製造販売で技術提携を行い、アパレル機器分野に進出。（2006年3月技術提携解消）
1983年10月	半導体機器分野に進出。
1985年 9月	関連会社(株)タカトリハイテック、子会社(株)タカトリセイコーを設立。
1985年 9月	東京営業所（東京都調布市）を開設。
1986年 6月	全自動ウェーハ表面保護テープ貼り機・剥し機である A T M・A T R Mを開発。
1986年10月	商号を(株)タカトリに変更。
1986年12月	米国デラウエア州に子会社タカトリインテックコーポレーションを設立。（1991年9月解散）
1987年 7月	奈良県ハイテク工場団地協同組合（現 代表理事 重富謙一）を設立。
1988年11月	東京営業所を埼玉県大宮市に移転。
1988年12月	橿原新工場竣工（現 本社工場）。
1989年 3月	アパレル自動裁断システム T A Cを開発。
1989年 4月	液晶機器である T A B 壓着機を開発。
1990年 4月	M W S（マルチワイヤーソー）を開発。
1990年 7月	橿原事業所新社屋竣工（現 本社）。
1991年 8月	液晶モジュールの組立開始。（2005年3月液晶モジュール組立事業廃止）
1992年 2月	(株)タカトリハイテック、(株)タカトリセイコーを吸収合併。
1993年 1月	タカトリ機工㈱、(株)タカトリサービスセンターを吸収合併。
1993年 9月	第三者割当増資を実施、資本金 663百万円となる。
1994年 1月	本社を奈良県橿原市新堂町に移転。
1996年 4月	九州営業所（熊本県菊池郡）を開設。（2007年8月熊本県合志市に移転及び2019年1月閉鎖）
1998年 3月	本社工場増築竣工。
1999年12月	液晶機器事業部門を本社及び本社工場から高田工場に移転。（2002年4月本社及び本社工場に移転）
2000年 4月	大阪証券取引所新市場部上場。一般募集による増資により、資本金924百万円となる。
2000年 4月	台湾に子会社台湾高鳥股份有限公司を設立。（2003年7月解散）
2000年10月	東京営業所を東京支店に昇格。
2001年 5月	東京支店を東京都中央区に移転。（2002年4月廃止）
2001年 5月	上海駐在員事務所を開設。（2002年5月閉鎖）
2001年10月	大阪証券取引所市場第二部に指定。
2004年 4月	中国・上海市に上海高鳥機電科技有限公司を設立。（2009年5月全持分譲渡）
2005年10月	設立50周年を機に企業理念改訂。
2006年 1月	戦略的コア技術として「7つのコア技術」を明確化、技術開発スローガンの設定。

年月	事項
2008年 2月	株式会社エムテーシーの株式を取得し（出資比率34.6%）関連会社化し、業務提携を開始。 (2019年11月業務提携を解消)
2008年 4月	ウインテスト株式会社の第三者割当増資を引受け（出資比率43.7%）関連会社化し、業務提携を開始。（2015年 6月業務提携を解消）
2010年 4月	経済産業省「低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト」に参加。
2010年 6月	経済産業省「戦略的基盤技術高度化支援事業」の採択。
2010年 6月	MWS（マルチワイヤーソー）展示場「スライシングラボ」を設置。
2012年 2月	MWS（マルチワイヤーソー）の開発において「第4回ものづくり日本大賞」特別賞受賞。
2012年 6月	徳島県工業技術センターが所管する産業技術共同研究センター内に徳島研究所を開設。
2013年 1月	本社内に新工場竣工。
2013年 7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合に伴い、大阪証券取引所市場第二部から東京証券取引所市場第二部に指定。
2013年10月	医療機器分野に進出。
2015年 6月	医療機器製造業登録並びに第一種医療機器製造販売業許可を取得。
2016年 8月	厚生労働省より医療機器の製造販売承認を取得。
2017年 4月	高島（常熟）精密機械有限公司（現・連結子会社）を設立
2020年 5月	戦略的コア技術としての「7つのコア技術」を「8つのコア技術」として技術開発スローガンの改訂。
2020年 6月	経済産業省「戦略的基盤技術高度化支援事業」の採択
2021年 3月	徳島営業所（徳島県徳島市）を開設。
2022年 4月	東京証券取引所市場区分再編に伴い、東京証券取引所スタンダード市場に指定。
2025年 3月	経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）」に認定。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社1社（高鳥（常熟）精密機械有限公司）で構成されており、電子機器及び繊維機器、医療機器の開発、製造、販売を主たる業務としております。

なお、下記の事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

当社グループの事業内容及び当社グループの当該事業に関わる位置付けは次のとおりであります。

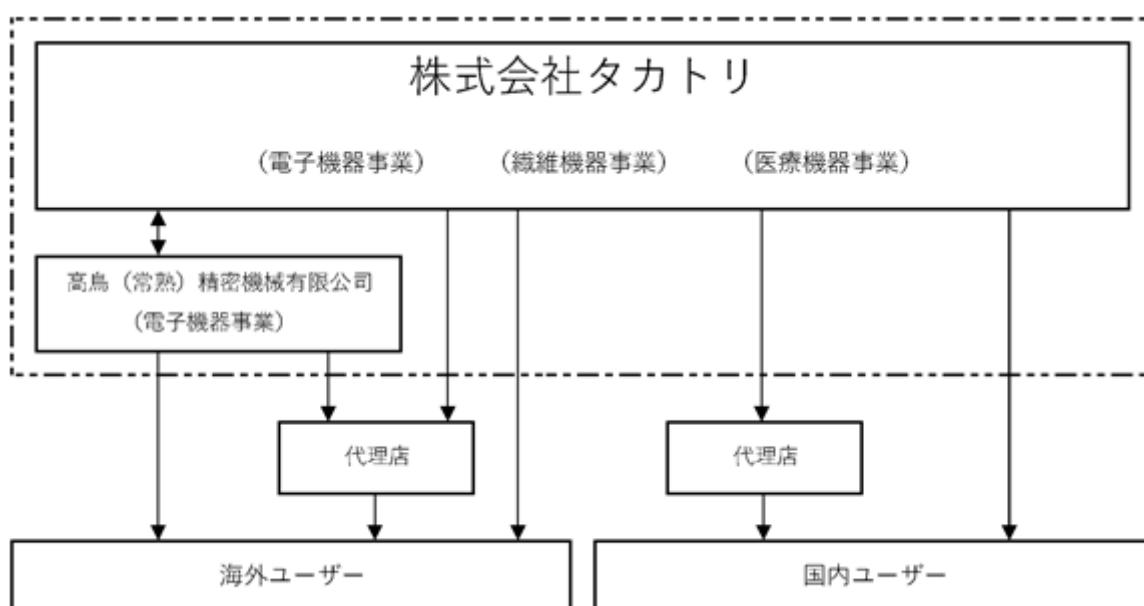
(1) 電子機器事業… 主要な製品は、半導体製造機器、新素材加工機器、ディスプレイ製造機器であり、当社グループが製造、販売を行っております。

(2) 繊維機器事業… 主要な製品は、自動裁断機であり、当社が製造、販売を行っております。

(3) 医療機器事業… 主要な製品は、難治性胸腹水の外来治療を可能とするモバイル型胸腹水濾過濃縮処理装置であります、当社が製造、販売及び開発を行っております。

また、2025年7月25日開催の取締役会において、高鳥（常熟）精密機械有限公司の解散決議を行い、現在清算中であります。

以上で述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社) 高鳥（常熟） 精密機械有限公司 (注)1, 2	中国 江蘇省 常熟市	200百万円 (1,800千 米ドル)	電子機器事業	100.0%	・電子部品製造装置の 製造、販売 ・役員の兼任あり

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 2025年7月25日開催の取締役会において、高鳥（常熟）精密機械有限公司の解散決議を行い、現在清算中であります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
電子機器事業	132	(41)
繊維機器事業	5	(2)
医療機器事業	16	(7)
全社(共通)	48	(28)
合計	201	(78)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社(共通)は、特定の事業に区分できない管理部門等の従業員であります。

### (2) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
198名 (78名)	42歳7ヶ月	15年9ヶ月	6,751,685

セグメントの名称	従業員数(名)	
電子機器事業	129	(41)
繊維機器事業	5	(2)
医療機器事業	16	(7)
全社(共通)	48	(28)
合計	198	(78)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)は、特定の事業に区分できない管理部門等の従業員であります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

#### 提出会社

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

#### 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「創造と開拓」の社是と「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」の企業理念の下、ユーザーニーズを先取りした新規特徴製品の開発、高精度・高品質を目指した高付加価値製品の開発及び将来成長が期待できる製品の創出を行う「開発先行型企業」を目指しております。

#### (2) 経営戦略等

当社グループの中長期における経営戦略は、ますます厳しさを増すグローバル競争に勝ち抜くため、原価力の強化を重要課題の一つとして位置づけ、海外調達比率を高めるなど競合・競争戦略を見つめ直し更なる高収益体质づくりを推進することにより、売上・収益ともに県下ナンバーワン企業へと発展することを目指します。

また、基本方針といたしましては( )競合・競争戦略、耐性・改革・挑戦を実践する( )オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う( )組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行うを掲げて、企業価値をより一層高めるとともに確固たる企業基盤を築き、当社の経営ビジョンであります「信頼されるタカトリ」を目指します。

#### コア技術の更なる強化

当社の戦略的コア技術である「8つのコア技術」(貼付、真空、搬送、切断、制御、研磨、計測、剥離)の各技術を更に強化し、スローガン「The Power of “T” Technology Trust Teamwork」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「8つのコア技術」をベースに( )有望事業機会を目指した技術力の強化( )強い技術の他製品への水平展開( )ビジネスパートナーとの技術提携及び協働による革新的価値の提供( )既存製品の進化に加え未来を見据えた挑戦を通じて、社会に持続可能な価値を提供してまいります。

#### 内部管理体制の強化及びリスク・マネジメントの強化

会社法で定められた「株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」を確立するため、内部統制システムの構築を核に、リスク・マネジメントの強化による危機管理(危機防止)の浸透、コンプライアンスの周知徹底等を推進いたします。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、安定した利益率の確保と財務体質の強化を目指して経営努力をしてまいります。

具体的には、R O E (自己資本当期純利益率)10%以上、売上高総利益率の向上を通じて市場からの企業価値評価(P B R : 株価純資産倍率)を高めていく所存です。

#### (4) 経営環境及び事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループが関わる電子部品業界につきましては、半導体市場では、米国の関税政策による影響が現時点では不透明な状況にありますが、サーバー・ストレージ向け生成A I用高性能半導体の出荷量が急拡大しており、G P Uを始めとする先端ロジックやH B Mが市場の成長をけん引するものと見込まれております。そのため、これらの高性能半導体の生産に求められる装置需要が今後も伸長することが期待されております。

新素材加工機器では、中国S i Cウェハメーカーの乱立による過剰生産により市場在庫が多く発生し、主流の6インチウェハは大幅な価格低下に陥っております。在庫解消は2025年末頃と予想されており、その後の市場回復を待っている状況ですが、生産ペースの回復後も既存装置の活用が見込まれてあり、8インチS i Cにおいても量産化体制の構築中であることから新規装置販売は厳しい状況が予想されております。

ディスプレイ市場では、車載用、携帯端末用や、A R・V R等のX Rデバイス用パネルの需要増加を受け、市場拡大が続く見通しとなっております。特にO L E Dパネルが市場拡大をけん引し、O L E Dパネル生産用の装置需要も伸長する見込みです。生産国別では、日本・韓国・台湾のメーカー・シェアが縮小する一方、ディスプレイ業界における中国パネルメーカーの存在感が高まっております。

繊維機器市場では、国内小売アパレル市場に回復傾向がみられる一方で市場全体の縮小傾向が長期的に続いている、縫製工場は減少の一途をたどっております。一方で、国内生産が不可欠な防衛装備関係や学生服向け製品への需要の増加がみられており、販売戦略に展開してまいります。

医療機器市場につきましては、医療機器のO D M需要の拡大が見込まれるとともに、開発した医療機器のO E M供給が堅調に推移するものと予想されます。

### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

より高精細・低価格という顧客の要望に応えるべく、常に原価力の強化を意識し、オリジナル製品の開発を引き続き行っていくとともに、お客様の発展に応えるべく「世の中に無いモノを創る」ことを我々の企業価値と捉え、世界を舞台として挑戦し、常に時代に先駆け、お客様の多様化するニーズに、当社独自の技術でソリューションを提供してまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」の企業理念のもと、「社会的責任を認識し、ステークホルダーの信頼を確立すること」、「法令を遵守し、経営の透明性を高めること」、「社会人として良識と責任をもって行動すること」を行動指針とし事業活動を行っており、そこには、サステナブルへの取組みが含まれていると考えております。

### (1) ガバナンス

当社グループは、環境保護、汚染防止及び人的資本や多様性などサステナビリティに関する重要な事項について、取締役会にて審議・決議しております。また、様々なリスクに対応するため、2008年6月に「リスクマネジメント基本規程」を制定し、リスク管理に取り組んでおります。

### (2) リスク管理

「リスクマネジメント基本規程」において、事業リスクの管理に関する基本方針を定め、( )災害・事故等のリスク、( )経営リスク、( )政治・経済・社会リスクの3つのカテゴリーに分類したうえで、その中で管理の重要性に応じた適正なリスク管理を実施しております。

また、( )「企業理念」に基づき行動し、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していく、( )最良の製品とサービスの提供を最優先に、ステークホルダー並びに役職員の利益阻害要因の除去・軽減に誠実に努める、( )全役職員は、コンプライアンスの精神に則り、各種法令、規則等を遵守し、それぞれが自律的に、何が倫理的に正しいかを考え、その価値判断に基づき行動する、と役職員がリスク発生を防止する行動をとるよう啓蒙しております。

### (3) 人的資本に関する戦略及び目的

#### 人材戦略に関する基本方針

当社は社是である「創造と開拓」と「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」の企業理念のもと、ユーザーニーズを先取りした新規特徴製品の開発、高精度・高品質を目指した高付加価値製品の開発及び将来成長が期待できる製品の創出を行う「開発先行型企業」を目指すことを経営方針に掲げております。

この経営方針の実現及び企業価値の向上には源泉となる『人財』が重要であり、その人財戦略においては「採用・育成・活躍」の各フェーズで実施することが重要であると考えております。

#### <採用>

経営方針の実現と企業価値向上の源泉となる『人財』の獲得が最重要課題の1つであると捉えております。

当社は地域密着企業として奈良県橿原市ののみに拠点を構え、事業活動を行っておりますが、人材確保においては県内在住者が中心となっております。しかしながら、昨今の労働人口の減少、働く場所・時間を問わない働き方の多様化等により、県内人材を中心とした採用活動では計画した人材の充足が困難となっております。このような現状を踏まえ、採用力を強化する施策を検討してまいります。

<育成>

「この世にないモノを創る」ものづくり集団の一員として、社員一人一人が自身のスキルを高められるよう以下のとおり教育体制を構築し、実行しております。

- (1) 階層別研修
- (2) 目的別研修
- (3) 新入社員研修
- (4) コンプライアンス教育
- (5) 技能検定取得支援講座
- (6) 資格取得支援制度
- (7) 通信教育補助制度
- (8) 多能工化施策
- (9) 業務の質的改善施策

<活躍>

当社では「この世にないモノを創る」を実現するため、社員のアイデアや工夫をものづくりに反映させる『新規テーマ提案制度』、『要素技術開発テーマ提案制度』、『改善・改良提案制度』といった制度を設けており、個々の社員自身が将来のタカトリを創造していく風土の醸成に努めています。

職場環境整備方針

当社は企業理念に「自分の意見は会社組織の上下関係にとらわれず、はっきり発言するとともに、何でも話し合える輪を作ろう」という理念を掲げてあり、社員がいきいきと「毎日が楽しく働ける職場」作りを目指しております。

<安全衛生>

当社社員が健康で安心・安全に業務を行うことが業務効率の改善・向上に寄与するものであることから以下の施策を実施しております。

- (1) 過重労働防止対策

当社では、従業員の安全・衛生面に配慮するため、過重労働を防止する対策を実行しております。毎週金曜日をノー残業デーに設定し、属人化している業務を他社員にも習得をさせることで、残業の平準化を図っております。

- (2) 有休の取得促進

当社では、育児・介護など様々な環境で働く従業員を支援するため、時間を単位とした有休制度を導入しております。

また、年数回有休の取得奨励日を設け、社員の心身のリフレッシュを促しております。

- (3) 労働災害の防止

当社では、従業員の安全・衛生を確保するため、毎月1回の安全衛生委員会を開催しております。衛生管理者や産業医の巡回に加え、安全衛生委員による定期の安全パトロールの実施により、ヒヤリハットの収集から労働災害の防止を図っております。

当社では現在、上述のように人材育成及び社内環境整備に係る取組みは進めているものの、重点的に取り組むべき指標及び目標を定めていないことから記載しておりません。

なお、重点的に取り組むための指標については、単に設定をするだけではなく相関性の分析が必要であり、当社の企業価値向上に寄与する指標として、設定すべきものを今後分析及び精査が重要であると考えております。

重点的に取り組む指標及び目標が確定した際に記載することを予定しております。また、人的資本に関する指標及び目標に関して、当社においては具体的な取り組みが行われているものの、連結グループ全ての会社で行われていないため、連結グループにおける記載が困難であり、記載をしておりません。

### 3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 部材等の調達による影響

当社グループの製品を構成する鉄、アルミ、樹脂等の主要部材の価格高騰が業績に影響を及ぼす可能性があります。また、半導体を始めとする一部の部材につきましては需要集中等による供給不足や供給業者の被災及び事故等による供給中断が発生する可能性があります。当社グループとしましては、安定的な調達のために複数供給者からの購入体制をとる等の対応に努めてまいりますが、長期にわたり部材の入手が困難な場合、生産が不安定となり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場変動による影響

当社グループの属する電子部品製造装置市場は、一般的な経済的不況に加え、電子部品業界の設備投資動向や需給環境の影響を大きく受けております。特に半導体市場における「半導体市場サイクル」や液晶市場における「液晶市場の景気循環」といった特有のサイクルにより景気が左右され、過去にも繰り返し影響を受けてまいりました。当社グループでは、このような市場環境下においても安定的に利益を計上できる体質の構築に

努めていますが、今後も市場環境の変動により受注高や売上高が減少し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 事業戦略による影響

当社グループの属する電子部品製造装置市場では、革新的な技術の進歩への対応とともに厳しい販売価格競争があります。当社グループでは、高付加価値製品の開発の強化や材料メーカー及び周辺装置メーカーとの連携等を展開しておりますが、競争激化による販売価格下落、技術革新による当社グループ既存製品の陳腐化、当社グループ新製品の市場投入のタイミング等により当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (4) その他の影響

当社グループが事業を遂行していく上で上記のリスク以外に、世界各地域における経済環境、自然災害、戦争・テロ、感染症、法令の改正や政府の規制、購入品の価格高騰、重要な人材の喪失等の影響を受けることが想定され、場合によっては当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

こうした状況も踏まえ、当社グループの業績への影響は限定的なものに留まるといった仮定のもと、当連結会計年度において、繰延税金資産の回収可能性及び製品保証引当金の計上並びに棚卸資産の評価に関する会計上の見積りを行っております。

## 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 当期の経営成績の概況

#### 経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済は、底堅い成長を維持しております。一方、米国による関税政策を発端とした景気の下押し圧力が強まり、また、金融市場の混乱および地政学リスクの高まりが懸念され、景気の減速が見込まれております。

米国では、企業収益や投資余力の縮小が設備投資を押し下げており、また、コア財価格の上昇による価格転嫁に伴うインフレ率の上昇が懸念されております。欧州では、米国の関税政策が製造業の生産活動の重石になっている一方で、内需の下支えにより底堅く推移し、景気の底割れは回避される見通しであります。中国では、政府による補助金の効果低減等による内需の減速がみられるのに対し、米国以外を対象とした輸出増加が続き外需の持ち直しがみられますが、先行きは駆け込み輸出の剥落により、内外需とともに景気の減速が予想されております。

一方、国内経済は、緩やかな景気の持ち直しがみられるものの、通商政策をめぐる不確実性を起因とした輸出の減速や、企業収益の減少を背景とした設備投資の弱含みが予想されております。

このような経済環境の中、当社グループが関わる電子部品業界におきましては、企業収益の減少を背景に投資が弱含む見通しとなっております。

損益面につきましては、製造コストの低減及び諸経費の圧縮に努めてまいりましたが、EV（電気自動車）市場が世界的な成長の踊り場に差し掛かっている影響によりパワー半導体向けSiC材料切断加工装置の受注・販売が予想以上に低調に推移し、当連結会計年度の売上高は7,330百万円（前連結会計年度比54.4%減）となり、営業利益は820百万円（同70.6%減）、経常利益は851百万円（同69.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は584百万円（同69.8%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### （電子機器事業）

半導体製造機器では、海外ユーザーへのパワー半導体やアナログ半導体製造装置および電子部品製造装置の販売が増加いたしました。また、国内ユーザーへのパワー半導体や電子デバイス等製造装置の販売が堅調に推移いたしました。

新素材加工機器では、2025年当初よりパワーデバイス向けSiC市場の生産量は停滞傾向にあり、当面は同様の状況が続くとみられております。流通しているSiCウェハのサイズは6インチから8インチへ徐々に移行が進む中、切断加工機における当社製品のシェアは維持しておりますが、新規装置を導入するほどのSiCウェハの生産量増加には至っておらず、大型な設備投資が行われていない現状から受注額および販売額は低調に推移いたしました。

ディスプレイ製造機器では、XRデバイス関連の製造装置に加え、ディスプレイ製造機器で培った技術を転用した電子部品材料の製造装置や電池用の組立関連装置などを販売しましたが、一部の装置受注が計画を下回ったことから、販売額は低調に推移いたしました。

その結果、売上高は6,930百万円（前連結会計年度比55.9%減）、セグメント利益955百万円（同67.1%減）となりました。

( 繊維機器事業 )

繊維機器事業では、海外生産品の増加に伴い国内のアパレル産業は依然として厳しい状況が続いており、裁断装置への新規設備投資に慎重な姿勢が見られたことから、販売額は低調に推移いたしました。

その結果、売上高は129百万円（前連結会計年度比47.5%減）、セグメント損失7百万円（前連結会計年度はセグメント利益16百万円）となりました。

( 医療機器事業 )

医療機器事業では、他の医療機器並びに健康機器メーカーと連携し、継続的に医療機器および健康機器の開発を行っており、新たに開発完了した健康機器のOEM供給を開始しました。また「胸腹水濾過濃縮装置M-CART」について学会出展や企業セミナーを開催し、医療機関への販売及びレンタル、試用貸出しを行っており、販売額は堅調に推移いたしました。

その結果、売上高は271百万円（前連結会計年度比157.0%増）、セグメント損失128百万円（前連結会計年度はセグメント損失131百万円）となりました。

財政状態の状況

( 資産 )

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて1,533百万円減少し、15,911百万円（前連結会計年度末は17,445百万円）となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて1,816百万円減少し、12,973百万円（前連結会計年度末は14,790百万円）となりました。主な内訳は現金及び預金5,120百万円、受取手形、売掛金及び契約資産2,181百万円、原材料及び貯蔵品3,996百万円であります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて283百万円増加し、2,938百万円（前連結会計年度末は2,654百万円）となりました。主な内訳は建物及び構築物が825百万円、機械装置及び運搬具173百万円、土地782百万円、投資有価証券840百万円であります。

( 負債 )

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べて1,872百万円減少し、5,645百万円（前連結会計年度末は7,518百万円）となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて1,863百万円減少し、5,584百万円（前連結会計年度末は7,447百万円）となりました。主な内訳は買掛金415百万円、電子記録債務529百万円、短期借入金4,100百万円であります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて9百万円減少し、61百万円（前連結会計年度末は70百万円）となりました。主な内訳は長期リース債務23百万円、資産除去債務34百万円であります。

( 純資産 )

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べて339百万円増加し、10,266百万円（前連結会計年度末は9,927百万円）となりました。主な内訳は資本金963百万円、資本剰余金1,352百万円、利益剰余金7,894百万円であります。

この結果、自己資本比率は64.5%となりました。

( 2 ) 当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて1,154百万円減少し、5,110百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

( 営業活動によるキャッシュ・フロー )

営業活動の結果使用した資金は916百万円（前連結会計年度は213百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益821百万円、売上債権の減少額が1,124百万円、棚卸資産の増加額が443百万円、仕入債務の減少額が1,086百万円、法人税等の支払額が820百万円等によるものであります。

( 投資活動によるキャッシュ・フロー )

投資活動の結果使用した資金は428百万円（前連結会計年度は146百万円の収入）となりました。これは主に、投資有価証券の償還による収入200百万円、投資有価証券の取得による支出604百万円等によるものであります。

( 財務活動によるキャッシュ・フロー )

財務活動の結果得られた資金は183百万円（前連結会計年度は1,475百万円の収入）となりました。これは主に、短期借入れによる収入1,000百万円、短期借入金の返済による支出500百万円、配当金の支払額219百万円等によるものであります。

( 3 ) 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
電子機器事業	6,930,112	44.06
繊維機器事業	129,252	52.51
医療機器事業	271,216	256.97
合計	7,330,581	45.58

(注) 1. 金額は販売価格によってあります。

2. 当連結会計年度において、生産実績に著しい変動がありました。その内容等については、「(1)当期の経営成績の概況」に記載しております。

b. 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
電子機器事業	6,269,821	74.05	3,489,517	84.09
繊維機器事業	161,351	85.60	39,830	515.16
医療機器事業	318,818	214.75	259,151	122.50
合計	6,749,991	76.67	3,788,499	86.71

(注) 当連結会計年度において、受注実績に著しい変動がありました。その内容等については、「(1)当期の経営成績の概況」に記載しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
電子機器事業	6,930,112	44.06
繊維機器事業	129,252	52.51
医療機器事業	271,216	256.97
合計	7,330,581	45.58

(注) 1. 当連結会計年度において、販売実績に著しい変動がありました。その内容等については、「(1)当期の経営成績の概況」に記載しております。

2. 最近 2 連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
TOYO ADTEC PTE. LTD	671,336	4.1	1,145,903	15.6
東栄実業有限公司	7,867,799	48.9	470,978	6.4

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

**重要な会計方針及び見積り**

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

重要な会計方針及び見積りにつきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)、(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

**当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容**

**a. 経営成績の分析**

経営成績の分析については、「(1)当期の経営成績の概況 経営成績の状況」をご参照ください。

**b. 財政状態の分析**

財政状態の分析については、「(1)当期の経営成績の概況 財政状態の状況」をご参照ください。

**c. キャッシュ・フローの分析**

キャッシュ・フローの分析については、「(2)当期のキャッシュ・フローの概況」をご参照ください。

**d. 経営成績に重要な影響を与える要因について**

経営成績に重要な影響を与える要因については、3「事業等のリスク」をご参照ください。

**e. 資本の財源及び資金の流動性について**

当社グループは、運転資金及び設備資金につきましては、主として内部資金により充当し、必要に応じて金融機関からの借入を実施することを基本方針としております。当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は5,110百万円あります。資金の流動性については、「(1)当期の経営成績の概況 財政状態の状況」「(2)当期のキャッシュ・フローの概況」をご参照ください。

**f. 経営上の目標の達成状況**

当社は自己資本利益率(ROE)10%以上の維持を経営目標としておりますが、当連結会計年度は5.8%となり、目標には届きませんでした。事業環境の変化やコスト増など複合的な要因が影響したものと認識しております。来期以降も引き続き収益性の向上と資本効率の改善に取り組み、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「(1)当期の経営成績の概況 経営成績の状況」をご参照ください。

## 5 【重要な契約等】

### (1) 販売契約について

下記の提携先と販売代理店契約を締結しております。本契約は、当社製品の海外市場における販売促進および流通網の拡充を目的としております。

提携先	提携内容	備考	契約期間
東栄電子有限公司	新素材加工装置の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自2001年10月3日 至2003年10月2日 (以後1年毎に自動更新)
Grinding Technology, Inc.	新素材加工装置・半導体製造装置のアメリカ合衆国・カナダ・欧州での販売に関する事項	販売代理店契約	自1998年1月1日 至2003年12月31日 (以後1年毎に自動更新)
KROMAX INTERNATIONAL CORP.	ディスプレイ製造装置の中国・台湾での販売に関する事項	販売代理店契約	自2006年9月1日 至2007年8月31日 (以後1年毎に自動更新)
MILLICE PRIVATE LIMITED	半導体製造装置のシンガポール・マレーシア等での販売に関する事項	販売代理店契約	自2012年2月10日 至2013年2月9日 (以後1年毎に自動更新)
TOYO ADTEC PTE.LTD	半導体製造装置の中国・台湾・フィリピンでの販売に関する事項 新素材加工装置の台湾での販売に関する事項	販売代理店契約	自2015年11月1日 至2016年10月31日 (以後1年毎に自動更新)
東栄電子有限公司	半導体製造装置の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自2017年2月1日 至2018年1月31日 (以後1年毎に自動更新)
SUZHOU JIAZHENHUA ELECTRONICS TECHNOLOGY CO., LTD	半導体製造装置の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自2017年12月1日 至2018年11月30日 (以後1年毎に自動更新)
AKNC MACHINE WORKS SDN. BHD.	新素材加工装置のマレーシアでの販売に関する事項	販売代理店契約	自2022年10月1日 至2023年9月30日 (以後1年毎に自動更新)
TES	新素材加工装置の韓国での販売に関する事項	販売代理店契約	自2025年1月27日 至2025年9月30日 (以後毎年10月から9月までの期間毎に自動更新)

### (2) 共同開発契約について

下記の提携先と共同開発契約を締結しております。技術力の強化および新市場への展開を目的としたものであります。

提携先	契約内容	契約期間
株式会社メムス・コア	M E M S 製造装置及び機器の共同開発	自2005年10月1日 至2007年9月30日 (以後1年毎に自動更新)

(3) 企業・株主間のガバナンスに関する合意  
該当事項はありません。

(4) 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意  
該当事項はありません。

(5) ローン契約と社債に付される財務上の特約  
該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当連結会計年度においては、各部門における新製品・新技術の開発と既存製品の改良・改善を柱とし、当社グループの戦略的コア技術である「8つのコア技術（貼付、真空、搬送、切断、制御、研磨、計測、剥離）」をベースに有望事業機会と結びついた重点強化技術の開発、強い技術の他製品への水平展開を行っております。

当連結会計年度における研究開発費の総額は259百万円であり、セグメント別の主な開発内容は次のとおりであります。

### (1) 電子機器事業

当事業に係る研究開発費は256百万円であります。

#### 半導体製造機器

半導体製造機器に関する研究開発活動としては、高性能半導体の製造技術であるC o W o S、チップレット技術で要求される高精度貼り合わせ装置の開発を計画しております。また、メモリー分野における装置販売強化のため、装置の更なる性能向上を目指した技術開発を進めてまいります。その他、商品競争力を高めるべく、前期に開発した消耗部材削減技術の類似装置への展開を計画しております。

#### 新素材加工機器

新素材加工機器に関する研究開発活動としては、前期より進めておりましたM W S - S i C X 対応の多関節ロボットを活用した素材・消耗部品の取り付け、取り外しの自動化の開発におきまして、重量物取り扱いの安全性を確保できる段階まで完成いたしました。引き続き完全自動化に向けて開発を進めております。また、ワイヤーソー切断加工におきましては、材料加工ロス削減によるワイヤーソー加工の優位性を高めるための装置改善および切断技術向上を目的とした評価テストを行っております。評価で得られた成果をお客様にご提示し今後のシェア拡大に向けて展開してまいります。

#### ディスプレイ製造機器

ディスプレイ製造機器に関する研究開発活動としては、A I、H P Cに代表される最先端半導体チップ製造に用いられるP L P（パネルレベルパッケージ）技術に対応すべく、既存装置に採用している真空貼合技術を応用した装置の開発に着手しております。また、全固体電池、次世代太陽電池関連の製造装置に関しても、商品開発のための情報収集を継続しております。

### (2) 繊維機器事業

当事業に係る研究開発費は2百万円であります。

繊維機器事業に関する研究開発活動としては、今後さらに進行する人手不足問題への解決策として、裁断機で必要となる手作業の完全解消を目指した自動化をテーマに要素開発を続けております。

### (3) 医療機器事業

当事業に係る研究開発費用は0百万円であります。

医療機器事業では、他社との共同開発契約や委託開発契約に基づき、医療機器開発を推進しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、生産効率と品質の向上及び技術開発力の強化のための投資を実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度の設備投資等の総額は24百万円であり、セグメント別に示すと次のとおりであります。

##### (1) 電子機器事業

当連結会計年度においては、主に機械装置など総額21百万円の設備投資を実施しました。

##### (2) 繊維機器事業

当連結会計年度においては、主にパソコンなど総額1百万円の設備投資を実施しました。

##### (3) 医療機器事業

当連結会計年度においては、主にパソコンなど総額1百万円の設備投資を実施しました。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

### 2【主要な設備の状況】

#### (1) 提出会社

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名 称	設備の内 容	帳簿価額								従業 員数 (人)
			建 物 (千円)	構 築 物 (千円)	機械及び 装 置 (千円)	車両 運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土 地 (千円) (面積m <sup>2</sup> )	リース 資 産 (千円)	合 計 (千円)	
本社及び 本社工場 (奈良県橿 原市)	電子機器事業 繊維機器事業 医療機器事業	統括業務施設 販売設備 電子機器製造 設備 繊維機器製造 設備 医療機器製造 設備	794,496	31,189	173,859	124	41,622	782,307 (37,296.27)	32,905	1,856,506	198 (78)

(注)従業員の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

#### (2) 在外子会社

2025年9月30日現在

会 社 名	事 業 所 名 ( 所 在 地 )	セグメントの 名 称	設備の内 容	帳簿価額					従業 員数 (人)
				建 物 及 び 構 築 物 (千中国元)	工 具、器 具 及 び 備 品 (千中国元)	土 地 (千中国元) (面積m <sup>2</sup> )	リース資産 (千中国元)	合 計 (千中国元)	
高島(常熟) 精密機械 有限公司	中国 江蘇省常熟市	電子機器事業	營 業 所 及 び 工 場	-	-	- ( - )	-	-	3

### 3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設及び除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年12月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,491,490	5,491,490	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	5,491,490	5,491,490	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 増減数 (千株)	発行済株式 総数 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2005年10月1日～ 2006年9月30日 (注)	94	5,491	38,540	963,230	38,540	1,352,321

(注)新株予約権の行使による増加であります。

#### (5)【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	22	86	32	25	7,117	7,288	
所有株式数 (単元)	-	2,795	2,681	9,925	1,541	144	37,706	54,792	
所有株式数の 割合(%)	-	5.10	4.89	18.11	2.81	0.26	68.82	100.00	

(注)自己株式41,021株は、「個人その他」に410単元、「単元未満株式の状況」に21株含めて記載しております。

( 6 ) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
有限会社コトブキ産業	奈良県香芝市閑屋1516-9	347	6.38
タカトリ共栄会	奈良県橿原市新堂町313-1	263	4.83
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪市北区中之島3-3-23	187	3.44
高島政廣	奈良県香芝市	143	2.63
岩崎泰次	静岡県静岡市駿河区	138	2.55
岡島恵子	奈良県香芝市	117	2.16
株式会社南都銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	奈良県奈良市橋本町16 (東京都港区赤坂1-8-1)	95	1.74
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 (東京都港区赤坂1-8-1)	94	1.73
株式会社日伝	大阪市中央区上本町西1-2-16	82	1.52
三菱UFJ e スマート証券株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング24階	69	1.27
計	-	1,539	28.25

( 7 ) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 41,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,438,200	54,382	-
単元未満株式	普通株式 12,290	-	-
発行済株式総数	5,491,490	-	-
総株主の議決権	-	54,382	-

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に に対する所有株式数 の割合(%)
(株)タカトリ	奈良県橿原市 新堂町313-1	41,000	-	41,000	0.75
計	-	41,000	-	41,000	0.75

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得。

### ( 1 ) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### ( 2 ) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
取締役会(2025年7月25日)での決議状況 (取得期間 2025年7月28日~2025年12月31日)	130,000	200,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	9,600	14,416,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	120,400	185,583,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	92.62	92.79
当期間における取得自己株式	91,800	151,852,200
提出日現在の未行使割合(%)	22.00	16.87

(注) 1. 取得期間および取得自己株式は、約定日基準により記載しております。

2. 当期間における取得自己株式には、2025年12月1日から有価証券報告書提出日(2025年12月18日)までの取得株式数は含まれておりません。

### ( 3 ) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	54	80,542
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 取得自己株式は、単元未満株式の買取り請求による自己株式の取得であります。

2. 当期間における取得自己株式には、2025年12月1日から有価証券報告書提出日(2025年12月18日)までの単元未満株式の買取り請求による取得自己株式は含まれておりません。

### ( 4 ) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	41,021	-	132,821	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日(2025年12月18日)までの取締役会決議による取得および単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要施策の一つと認識しており、中・長期的な株式価値の向上のため、その期の経営成績や内部留保金を勘案しながら、安定的な配当を中心に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

また、剩余金の配当につきましては、通期業績予想の見通し及び今後の財務状況等を総合的に勘案いたしまして、年間利益が確定する期末(年一回)に配当を行うことを原則としております。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これらの剩余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度末の配当につきましては、1株当たり普通配当40円を実施する予定であり、株主総会において承認を得ることを前提としております。

また、内部留保資金につきましては、「8つのコア技術」をベースに 有望事業機会を目指した技術力の強化 強い技術の他製品への水平展開 ビジネスパートナーとの技術提携及び協働による革新的価値の提供 既存製品の進化に加え未来を見据えた挑戦を通じて、将来の事業拡大や生産性向上の実現に向け有効活用してまいります。

なお、当事業年度に係る剩余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2025年12月19日 定時株主総会(予定)	218,018	40

### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

##### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えており、会社の中長期的な利益増大の観点から、株主以外のステークホルダー（従業員、取引先、債権者、地域社会）の利益も尊重すべきであると考えております。また、リスク・マネジメントの強化を進めており、当社が関わるリスクを識別し、優先度・重要度を判別した上で対応しております。

##### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

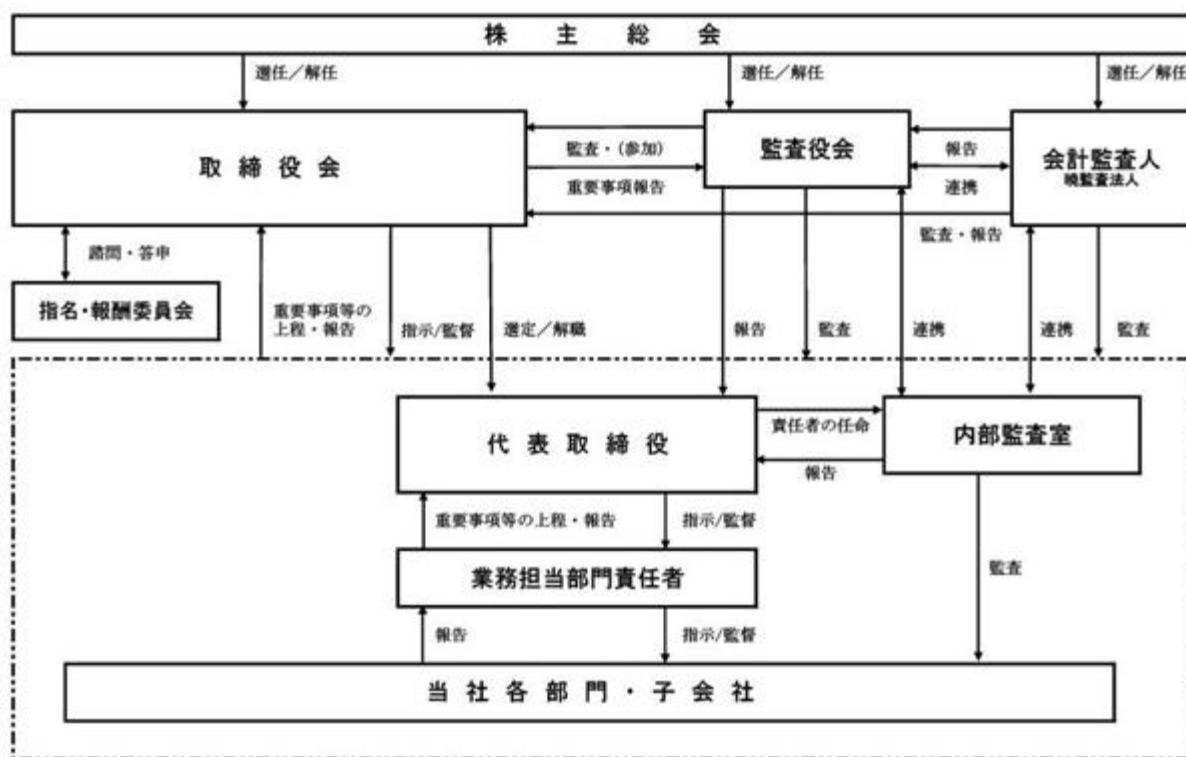
当社は監査役会設置会社であります。当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。取締役会は提出日

(2025年12月18日)現在、5名の取締役で構成し、経営の基本方針、法令で定められた事項や、そのほか経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付けております。監査役は提出日

(2025年12月18日)現在3名で、取締役の業務執行について、厳正な監視を行っております。具体的には、毎月1回以上開催される取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との意見交換、内部監査室及び会計監査人との情報交換等を図り、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧するなどの監査を実施しております。上記に加え、取締役会の独立性・客観性を高めるため任意の指名・報酬委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図っています。

当社は2025年12月19日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の監査役は3名(うち、社外監査役2名)となります。

なお、当社の機関・内部統制の関係図表は、以下のとおりであります。



#### 企業統治に関するその他の事項

##### ( ) 内部統制システムの整備の状況

###### ( ) 取締役会

###### a . 提出日 (2025年12月18日) 現在の状況

当社の取締役会は、代表取締役社長増田誠が議長を務めております。その他のメンバーは、代表取締役副社長松田武晴、取締役重富謙一、取締役正岡智明、社外取締役川村真の合計5名で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務執行を監督しております。

また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

###### b . 2025年12月19日開催予定の定時株主総会終結後の状況

当社の取締役会は、代表取締役社長増田誠が議長を務める予定です。その他のメンバーは、代表取締役副社長松田武晴、常務取締役重富謙一、取締役正岡智明、社外取締役川村真の合計5名での構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務執行を監督いたします。

また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となることといたします。

当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容（役職名等）も含めて記載しております。

###### ( ) 監査役会

###### a . 提出日 (2025年12月18日) 現在の状況

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役大島章良が議長を務めております。その他のメンバーは、社外監査役山田磯子、社外監査役岸部輝一の常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、事業戦略会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査室及び会計監査人と隨時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

b . 2025年12月19日開催予定の定時株主総会終結後の状況

当社は2025年12月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の監査役は3名（うち、社外監査役2名）となります。

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役大島章良が議長を務める予定です。その他のメンバーは、社外監査役岸部輝一、社外監査役野島佳枝の常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、毎月の定期監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催することいたします。常勤監査役は、取締役会のほか、事業戦略会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となることいたします。

また、内部監査室及び会計監査人と隨時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図ることいたします。

( ) 指名・報酬委員会

a . 提出日（2025年12月18日）現在の状況

当社は原則代表権のある取締役、管理本部を分掌する取締役、社外取締役、社外監査役を構成メンバーとし、3名以上の取締役及び監査役で構成された指名委員会、報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、取締役候補者の選任及び取締役の解任に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。報酬委員会は、当社の基準に基づき算出された取締役の個人別報酬額について審議し、取締役会に対して答申を行います。

指名委員会、報酬委員会の構成員は、社外取締役川村真、社外監査役山田磯子、社外監査役岸部輝一、代表取締役社長増田誠、代表取締役副社長松田武晴、取締役重富謙一です。なお、指名委員会、報酬委員会の委員長は、川村真です。

b . 2025年12月19日開催予定の定時株主総会終結後の状況

当社は2025年12月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の監査役は3名（うち、社外監査役2名）となります。

当社は原則代表権のある取締役、管理本部を分掌する取締役、社外取締役、社外監査役を構成メンバーとし、3名以上の取締役及び監査役で構成された指名委員会、報酬委員会を設置することいたします。

指名委員会は、取締役候補者の選任及び取締役の解任に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行うことといたします。報酬委員会は、当社の基準に基づき算出された取締役の個人別報酬額について審議し、取締役会に対して答申を行うことといたします。

指名委員会、報酬委員会の構成員は、社外取締役川村真、社外監査役岸部輝一、社外監査役野島佳枝、代表取締役社長増田誠、代表取締役副社長松田武晴、常務取締役重富謙一の予定です。なお、指名委員会、報酬委員会の委員長は、川村真の予定です。

当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容（役職名等）も含めて記載しております。

( ) 内部監査室

当社では、社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、重要な業務プロセス毎にフローチャートや社内規程の整備を行い、業務上発生するリスクを防止する仕組みを構築しております。なお、これらの整備及び運用の進捗状況については、定期的に取締役会へ報告し、内部統制システムの継続的な改善に努めています。

( ) リスク管理体制の整備の状況

内部統制システムの構築の中で、リスクマネジメントの一環として全社的リスクの把握に対する取組みを推進しております。取組全体の方針・方向性の検討・決定、リスク選定及び対策等の検討・決定、各部門でのリスクマネジメント推進の指示等リスク全般の管理を行い、事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践が可能な体制の整備・運用を行っております。また、「職務権限一覧表・明細表」「稟議規程」等による職務権限の明確化、内部監査室による全部門への年1回の内部監査実施、取締役会での重要及び異常事項の報告義務付け等により、会社に重大な影響を与える事態の発生防止に努めるとともに、万一不測の事態が発生した場合は、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整えております。

( ) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保する体制については、当社の取締役及び監査役が子会社の董事及び監事を兼任しており、基本的に毎月行われる董事会において、業務が効率的かつ適法に行われていることの報告及び稟議書や申請書等を通じて損失の危険管理を把握し情報共有する体制をとっております。

( ) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または各監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

( ) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者が業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役・監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

( ) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

( ) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

( ) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

( ) 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを目的とするものであります。

( ) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

( ) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

### 取締役会の活動状況

当事業年度におきまして当社は定例取締役会を月1回以上、計24回開催しており、個々の取締役の出席状況につきましては、以下のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役（議長）	増田 誠	24	24
代表取締役	松田 武晴	24	24
専務取締役	岡島 史幸	5	5
取締役	重富 謙一	24	23
取締役	正岡 智明	19	18
社外取締役	川村 真	24	23

(注) 1. 岡島史幸氏は、2024年12月20日の定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。同氏の出席状況は、就任中に開催された取締役会のみを対象としております。

2. 正岡智明氏は、2024年12月20日開催の定時株主総会で取締役に就任いたしました。同氏の出席状況は、就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

取締役会における具体的な検討内容としまして事業計画の策定、重要な業務執行の意思決定、業務執行の状況の監督等を行いました。

### 指名委員会の活動状況

当事業年度におきまして当社は指名委員会を1回開催しており、個々の指名委員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役(委員長)	川村 真	1	1
代表取締役	増田 誠	1	1
代表取締役	松田 武晴	1	1
取締役	重富 謙一	1	1
社外監査役	山田 磯子	1	1
社外監査役	岸部 輝一	1	1

指名委員会における具体的な検討内容として、取締役選任議案の原案の審議を行いました。

#### 報酬委員会の活動状況

当事業年度におきまして当社は報酬委員会を8回開催しており、個々の報酬委員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役(委員長)	川村 真	8	7
代表取締役	増田 誠	8	8
代表取締役	松田 武晴	8	8
取締役	重富 謙一	8	7
社外監査役	山田 磯子	8	8
社外監査役	岸部 輝一	8	8

報酬委員会における具体的な検討内容として、取締役の個人別の報酬の原案の審議を行いました。

#### 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式会社の支配に関する基本方針について定めており、その内容は次のとおりであります。

##### ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えてあり、当社は当社株式等に対する大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

ただし、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様に当社の株式価値の妥当性を短期間でご判断していただくこととなりかねません。また、株式等の大規模買付提案の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

当社は、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応ずるべきか否かのご判断のための期間が確保されることが必要であると考えております。

##### ．基本方針の実現に資する特別な取組み

###### 1. 企業価値向上への取組み

当社は、1956年10月に創業し、繊維機械の製造・販売を開始しましたが、その後の経営環境の変化に対応すべく、当社独自の研究・開発力を生かして、繊維機器事業に加えて、電子機器事業（半導体製造機器・新素材加工機器・ディスプレイ製造機器）及び医療機器事業に展開を図り、現在に至っています。

当社は、企業価値をより一層高め確固たる企業基盤を築き、当社のビジョンである「信頼されるタカトリ」の構築を目指すべく、中長期的な経営戦略の基礎固めを行い、成長してまいります。また、当社は及び企業理念を前提として、各方針（経営ビジョン、経営方針、技術開発スローガン、コンプライアンス基本方針、環境基本方針、品質方針等）に従って、企業としての社会的責任を認識したうえで、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、債権者、地域社会）との信頼関係をより一層高めるよう努めてまいります。

《当社の社是》

「創造と開拓」

### 《当社の企業理念》

「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」

企業は『社会の公器』であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう  
物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう  
自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはっきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう

### 《経営ビジョン》

「信頼されるタカトリ」

### 《経営方針》

「越えて行くモノ」づくりを実践する

顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う

オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う

組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行う

また当社は、上記経営方針の実現に努めるため、以下の取り組みを行っております。

#### コア技術の更なる強化

当社グループの戦略的コア技術である「8つのコア技術」（貼付、真空、搬送、切断、制御、研磨、計測、剥離）の各技術を更に強化し、スローガン「The Power of “T” Technology Trust Teamwork」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「8つのコア技術」をベースに 有望事業機会を目指した技術力の強化 強い技術の他製品への水平展開 ビジネスパートナーとの技術提携及び協働による革新的価値の提供 既存製品の進化に加え未来を見据えた挑戦を通じて、社会に持続可能な価値を提供してまいります。

#### 目標とする経営指標

R O E (自己資本当期純利益率) 10%以上、売上高総利益率の向上を通じて市場から企業価値評価 (P B R : 株価純資産倍率) を高めていく所存です。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えております。なお、社外監査役2名を含めた監査役3名全員が取締役会に出席することにより、取締役の業務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制をとるなど、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記 に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

### 2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。特別委員会は、特別委員会規則（概要については下記「（特別委員会規則の概要）」をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。

なお、2025年9月30日現在における当社大株主の状況は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況（6）大株主の状況」のとおりであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

(1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付行為

本プランは以下の( )または( )に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

( )当社が発行者である株式等（注1）について、保有者（注2）の株式等保有割合（注3）が20%以上となる買付け

( )当社が発行者である株式等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株式等の株式等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下( )において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

( )大規模買付者の概要

(イ) 氏名または名称及び住所または所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(二) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

( )大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

( )大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

### 本必要情報の提供

上記の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注9）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記（ ）(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び特別委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- （ ）大規模買付者及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的な名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
  - （ ）大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
  - （ ）大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
  - （ ）大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
  - （ ）大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
  - （ ）大規模買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容
  - （ ）大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に關し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的な内容
  - （ ）大規模買付行為の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
  - （ ）大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
  - （ ）当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的な方策
- なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。
- また、当社取締役会及び特別委員会が大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会はその旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。
- （注9） 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- （注10） 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

#### 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の( )または( )の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- ( )対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- ( )その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

上記( )( )いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び特別委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的な延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### 対抗措置の発動に関する特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、上記 の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の( )または( )に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

- ( )大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- ( )大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)～(ト)に掲げる事由により、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (イ)大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (ロ)当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
- (ハ)当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
- (ニ)当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

- (木)大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合
- (ヘ)大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的な内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (ト)大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げる虞があると判断される場合

#### 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記に定める特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

なお、特別委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、( )大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または( )対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

#### (2)本プランにおける対抗措置の具体的な内容

当社取締役会が上記(1)に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、下記「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することができます。例えば対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

### (3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、当該承認決議の時から2025年12月19日開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、隨時、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止されまたは本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会及び特別委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

なお、当社は2025年12月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件」を提案予定であります。

### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

#### (1)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しているものです。

#### (2)事前開示・株主意思の原則

本プランは、2022年12月23日開催の第66期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続を決定しております。上記2.(3)に記載のとおり、今後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

#### (3)必要性・相当性確保の原則

##### 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2.に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

##### 合理的・客觀的発動要件の設定

本プランは、上記2.(1)に記載のとおり、合理的かつ客觀的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

##### デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### 4. 株主及び投資家の皆様への影響等

##### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2.(1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時ににおいても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものと保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

##### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、大規模買付者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

#### (特別委員会規則の概要)

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役または(3)社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、もしくは学識経験者またはこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、特別委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 特別委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該特別委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、当社代表取締役または各特別委員会委員が招集する。
5. 特別委員会の議長は、各特別委員会委員の互選により選定される。
6. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、原則として、当該特別委員会委員を除く特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
- (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
- (3) 本プランの廃止及び変更
- (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項

各特別委員会委員は、特別委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、特別委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。

9. 特別委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

#### （新株予約権無償割当ての概要）

##### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

##### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

##### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

##### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

##### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

##### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

##### 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者（注11）、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者（注12）、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（注13）（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（注11）当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注12）公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下、本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下、本注において同じとします。）を行う旨の公

告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注13）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が所有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

( 2 ) 【役員の状況】

役員一覧

有価証券報告書提出日 ( 2025年12月18日 ) 現在の当社の役員の状況は、次のとおりであります。

男性7名 女性1名 ( 役員のうち女性の比率12.5% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表取締役社長	増田 誠	1963年 7月 8日生	1986年 4月 当社入社 2004年10月 当社執行役員営業本部営業管理部長 2006年10月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業管理部長 2009年10月 当社執行役員営業本部長 2010年12月 当社取締役兼営業本部長兼営業統括室長 2013年10月 当社取締役副社長兼経営企画本部長 2016年 4月 当社代表取締役副社長兼経営企画本部長 2016年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2020年10月 当社代表取締役社長 ( 現任 )	(注) 3	20
代表取締役副社長	松田 武晴	1950年 1月 11日生	1973年 3月 当社入社 2002年 4月 当社営業本部海外営業部長 2002年10月 当社執行役員営業本部海外営業部長 2003年 4月 当社執行役員営業本部副本部長 2006年10月 当社執行役員営業本部長 2006年12月 当社取締役営業本部長 2009年10月 当社取締役兼新規事業創出及び営業部門担当 2013年10月 当社取締役 2014年10月 当社専務取締役 2015年10月 当社専務取締役兼経営企画本部副本部長 2016年10月 当社代表取締役副社長兼経営企画本部長 2022年10月 当社代表取締役副社長 ( 現任 )	(注) 3	9
取締役 管理本部長	重富 謙一	1975年11月 5日生	2015年 9月 当社入社 2020年10月 当社執行役員管理本部経営管理部長 2022年10月 当社執行役員経営企画本部長 2022年12月 当社取締役兼経営企画本部長 2023年12月 当社取締役兼管理本部長 ( 現任 )	(注) 3	0
取締役 経営企画本部長営業統括 兼 品質管理統括	正岡 智明	1976年 4月 6日生	2022年 3月 当社入社 経営企画本部事業管理部取締役付部長 2022年10月 当社経営企画本部副本部長 2023年10月 当社経営企画本部副本部長営業統括 2023年12月 当社執行役員経営企画本部長営業統括 2024年10月 当社上席執行役員経営企画本部長 営業統括兼品質管理統括 2024年12月 当社取締役兼経営企画本部長 営業統括兼品質管理統括 ( 現任 )	(注) 3	-
取締役	川村 真	1969年 3月 12日生	1992年10月 監査法人トーマツ ( 現有限責任監査法人トーマツ ) 入所 1996年 4月 公認会計士登録 1998年 1月 稲畑産業株式会社入社 2001年 2月 税理士登録 川村公認会計士事務所開業、所長 ( 現任 ) 2015年12月 当社社外取締役 ( 現任 )	(注) 1 (注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	大島 章良	1954年11月12日生	2013年6月 南都地所株式会社常務取締役 (代表取締役) 2014年11月 当社入社 管理本部管理本部長付 2014年12月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	山田 磯子	1945年3月3日生	1970年4月 弁護士登録 1981年6月 山田磯子法律事務所 (現さざんか法律事務所)開業、所長 2001年12月 当社社外監査役(現任) 2016年4月 さざんか法律事務所 共同代表(現任)	(注)2 (注)4	-
監査役	岸部 輝一	1959年5月18日生	2019年7月 奈良税務署長 2020年8月 税理士登録 2020年9月 岸部輝一税理士事務開業、所長 (現任) 2020年12月当社社外監査役(現任)	(注)2 (注)4	-
計					30

(注) 1. 取締役川村 真は社外取締役であります。

2. 監査役山田 磯子及び監査役岸部 輝一は、社外監査役であります。

3. 2024年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。

4. 2024年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。

2025年12月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役 1名の選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の役員の状況は、次のとおりとなる予定であります。

なお、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容（役職名等）も含めて記載しております。

男性7名 女性1名（役員のうち女性の比率12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表取締役社長	増田 誠	1963年 7月 8日生	1986年 4月 当社入社 2004年10月 当社執行役員営業本部営業管理部長 2006年10月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業管理部長 2009年10月 当社執行役員営業本部長 2010年12月 当社取締役兼営業本部長兼営業統括室長 2013年10月 当社取締役副社長兼経営企画本部長 2016年 4月 当社代表取締役副社長兼経営企画本部長 2016年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2020年10月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 3	20
代表取締役副社長	松田 武晴	1950年 1月11日生	1973年 3月 当社入社 2002年 4月 当社営業本部海外営業部長 2002年10月 当社執行役員営業本部海外営業部長 2003年 4月 当社執行役員営業本部副本部長 2006年10月 当社執行役員営業本部長 2006年12月 当社取締役営業本部長 2009年10月 当社取締役兼新規事業創出及び営業部門担当 2013年10月 当社取締役 2014年10月 当社専務取締役 2015年10月 当社専務取締役兼経営企画本部副本部長 2016年10月 当社代表取締役副社長兼経営企画本部長 2022年10月 当社代表取締役副社長（現任）	(注) 3	9
常務取締役 管理本部長	重富 謙一	1975年11月 5日生	2015年 9月 当社入社 2020年10月 当社執行役員管理本部経営管理部長 2022年10月 当社執行役員経営企画本部長 2022年12月 当社取締役兼経営企画本部長 2023年12月 当社取締役兼管理本部長 2025年12月 当社常務取締役兼管理本部長（予定）	(注) 3	0
取締役 経営企画本部長営業統括 兼 品質管理統括	正岡 智明	1976年 4月 6日生	2022年 3月 当社入社 経営企画本部事業管理部取締役付部長 2022年10月 当社経営企画本部副本部長 2023年10月 当社経営企画本部副本部長営業統括 2023年12月 当社執行役員経営企画本部長営業統括 2024年10月 当社上席執行役員経営企画本部長 営業統括兼品質管理統括 2024年12月 当社取締役兼経営企画本部長 営業統括兼品質管理統括（現任）	(注) 3	-
取締役	川村 真	1969年 3月12日生	1992年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1996年 4月 公認会計士登録 1998年 1月 稲畑産業株式会社入社 2001年 2月 税理士登録 川村公認会計士事務所開業、所長（現任） 2015年12月 当社社外取締役（現任）	(注) 1 (注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	大島 章良	1954年11月12日生	2013年6月 南都地所株式会社常務取締役 (代表取締役) 2014年11月 当社入社 管理本部管理本部長付 2014年12月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	岸部 輝一	1959年5月18日生	2019年7月 奈良税務署長 2020年8月 税理士登録 2020年9月 岸部輝一税理士事務開業、所長 (現任) 2020年12月当社社外監査役(現任)	(注)2 (注)4	-
監査役	野島 佳枝	1981年2月11日生	2009年12月 弁護士登録 奈良県内法律事務所勤務 2016年4月 うねび法律事務所開業、共同代表 (現任) 2025年12月 当社社外監査役(予定)	(注)2 (注)5 (注)6	-
計					30

(注) 1. 取締役川村 真は社外取締役であります。

2. 監査役岸部 輝一及び監査役野島 佳枝は、社外監査役であります。

3. 2024年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。

4. 2024年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。

5. 2025年12月19日開催の定時株主総会の終結の時から3年間であります。

6. 監査役野島 佳枝の戸籍上の氏名は、大北 佳枝であります。

### 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。当社と当該社外取締役及び社外監査役との間に、人との関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役川村真氏は、長年会計監査業務に従事したことから会計監査業務に高い専門性を有しており、同業務で培った多様な視点や価値観から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出でおり、兼任については、職務の執行役割と責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保するため、合理的な範囲にとどめております。

社外監査役山田磯子氏は、弁護士としての専門的見地から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出でおり、兼任については、職務の執行役割と責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保するため、合理的な範囲にとどめております。

社外監査役岸部輝一氏は、税理士であり、また税務署長を務めるなど財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出でおり、兼任については、職務の執行役割と責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保するため、合理的な範囲にとどめております。

野島佳枝氏は、2025年12月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として提案している「監査役1名選任の件」が承認可決されると、新たに社外監査役として選任される予定です。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な知識と実務経験を有しております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立役員として指定する予定であります。

当社は社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準を会社法及び上場証券取引所の独立性基準を充たしたものとしており、活発な意見を述べる事が出来る人物を選定し、社外取締役及び各社外監査役は当社と資本関係のある会社・大株主・主要な取引先の出身者ではなく、高い独立性を有しているものと判断しております。また、社外取締役及び社外監査役による客観的且つ中立的監査を充実させることで、経営監視機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役会は、監査の効率性と有効性を高めるために、内部監査室より内部監査規程に基づき監査を行った結果について報告を受けるとともに、会計監査人と監査計画策定時にリスクや監査実施事項についてコミュニケーションを行い、また、各決算における監査及びレビューの際に行われる監査報告会等において監査状況の報告を受け、重要な会計に関する検討課題について意見交換、検討を行うことで、相互連携しております。

### （3）【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。当社における監査役監査は監査役会として、期初に監査役会が策定した監査の方針・監査計画等に従い監査を実施しております。具体的には、取締役会への出席及び他の重要会議への常勤監査役の出席、監査役会開催時において社外監査役が重要資料閲覧等を行うことで、経営の透明性・意思決定及び業務執行の適法性をチェックするとともに、監視・牽制体制を整っております。また、監査法人との監査計画概要書に対するミーティング、半期での期中レビュー結果報告会・期末監査結果報告会の開催、監査に関わる情報交換等を定期的に行うことで、監査機能の充実を図っております。

#### 提出日（2025年12月18日）現在の状況

常勤監査役大島章良氏は、南都地所株式会社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験や知見、企業倫理を有しております。当社の事業活動に関し、監査役として経営全般に対する監督と助言に従事することでガバナンス体制の充実を図っております。

社外監査役山田磯子氏は、弁護士としての専門的見地から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。

社外監査役岸部輝一氏は、税理士であり、また税務署長を務めるなど財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。

当事業年度における各監査役の取締役会及び監査役会への出席状況は以下のとおりであります。

氏名	監査役会		取締役会	
	開催回数	出席回数	開催回数	出席回数
大島 章良	17	17	24	24
山田 磯子	17	17	24	24
岸部 輝一	17	17	24	24

2025年12月19日開催予定定時株主総会終結後の状況

当社は2025年12月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の監査役は3名（うち、社外監査役2名）となります。なお、新任となる野島佳枝氏は、東京証券取引所に定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任がなされた場合には、独立役員として指定する予定であります。

常勤監査役大島章良氏は、南都地所株式会社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験や知見、企業倫理を有しております。当社の事業活動に関し、監査役として経営全般に対する監督と助言に従事することでガバナンス体制の充実を図っております。

社外監査役岸部輝一氏は、税理士であり、また税務署長を務めるなど財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。

社外監査役野島佳枝氏は、弁護士としての専門的見地から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。

監査役会における当事業年度における具体的な検討内容は、取締役会等における取締役の報告及び意思決定プロセスと決定内容の適法性及び妥当性、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の妥当性、会計監査人との監査上の主要な検討事項（KAM）の協議等となっております。

常勤監査役の活動として、取締役会その他重要な会議への出席、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、内部監査室長から、内部監査の実施状況や内部統制システムの整備・運用状況について適時報告を受ける他、期末監査終了後は、監査報告書の作成、定時株主総会の席上で監査報告を行っております。また、代表取締役社長及び各取締役との会合を定期的に実施しており、経営方針や成長戦略、対処すべき課題等について意見を交換しております。常勤監査役は中国子会社の監事を兼務しており、子会社の董事会への出席、実査等で業務上の重要事項や事業の状況等について報告を受けております。

なお当社は、2025年12月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、監査役会は引き続き3名の監査役（うち2名は社外監査役）で構成されることになります。

#### 内部監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室が期初に年間監査計画を立て、それを基準に監査役会及び会計監査人と常に連携を取りながら内部監査を実施し、定期的に取締役会において報告を行っております。なお、内部監査人は7名であります。

内部監査の実効性を確保するための取組みとして、監査の計画及び結果は、直接代表取締役に報告し、その後取締役会にも報告しております。

監査計画書並びに監査結果については、全て常勤監査役に定期的に報告され、監査役会で意見交換を行うなど、監査役と内部監査室との連携が保たれております。

### 会計監査の状況

- a . 監査法人の名称  
暁監査法人
- b . 継続監査期間  
14年間
- c . 業務を遂行した公認会計士  
代表社員 業務執行社員 織田 成人  
代表社員 業務執行社員 松島 秀典
- d . 監査業務に係る補助者の構成  
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名であります。
- e . 監査法人の選定方針と理由  
監査法人に必要とされる独立性、専門性及び品質管理体制に加え、当社のビジネスに対する知識・理解の蓄積等を勘案した結果、効果的かつ効率的な監査業務の運営を期待できること等から、適任であると判断したためであります。
- f . 監査役及び監査役会による監査法人の評価  
監査役及び監査役会による監査法人の評価について、公益財団法人日本監査役協会会計委員会が公表した「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に評価しております。定期的に会計監査人と情報交換し、会計監査人の業務遂行状況を確認しております。

### 監査報酬の内容等

- a . 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,740	-	22,740	-
連結子会社	-	-	-	-
計	22,740	-	22,740	-

( 前連結会計年度 )

当社における非監査業務の内容は、該当事項はありません。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、該当事項はありません。

( 当連結会計年度 )

当社における非監査業務の内容は、該当事項はありません。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、該当事項はありません。

- b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬( a . を除く )

該当事項はありません。

- c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

( 前連結会計年度 )

該当事項はありません。

( 当連結会計年度 )

該当事項はありません。

- d . 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日程等を勘案した上で決定しております。

- e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由は、監査役会において、適切な監査に必要となる監査時間に對して、その監査報酬額が公正妥当と判断したためです。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の決定に関する手続きの客觀性及び透明性を確保すること等を目的として、社外取締役を委員長とし、代表権のある取締役、管理本部を分掌する取締役、社外取締役及び監査役を以って構成される報酬委員会を設置しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については取締役会によって決議されており、取締役の個人別の報酬等については同方針に基づき、各取締役の役位、貢献度及び業績などを総合的に勘案のうえ報酬委員会で審議されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しております。

なお、取締役会において決議した方針に従って各取締役の個人別の報酬等の内容を決定している旨を、代表取締役社長が取締役会にて表明しているため、取締役会も基本的にその表明を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役の報酬

当社の役員報酬は、基本報酬、業績連動報酬により構成されており、その額は以下のとおり決定しております。

(基本報酬)

取締役の報酬の額および、その算定方法の決定に関する方針は、代表取締役社長が、役位、在位年数等に応じた一定の基準に基づき算出し、会社業績等を勘案して、取締役会に提出したうえ、取締役会が決定するものとします。

(業績連動報酬)

当社は、役員賞与の支給基準について、会社業績と密接に関連付けたものとするため、取締役（社外取締役を除く）の役員賞与については利益連動報酬（法人税法第34条第1項第3号に定める業績連動給与）を2019年9月末決算利益確定分より導入しております。

なお、支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に定める業務執行役員である取締役で、社外取締役、監査役は含んでおりません。

当事業年度における業績連動報酬（賞与）につきましては、当年度（2025年9月期）の連結経常利益は851百万円、連結売上高は7,330百万円のため、役員賞与引当金の繰入額50百万円を計上しております。

(算定方法)

1. 利益連動報酬（賞与）の総額は、（連結経常利益 - 連結売上高 × 5.5%）× 30%とする。（百万円未満切捨）
2. 連結経常利益が3億円未満の場合は、支給しない。
3. 利益連動報酬の総額の上限は5,000万円とする。
4. 各取締役への支給額は、次の算定式によって計算する。（1万円未満切捨）

各取締役への支給額	=	各取締役の役位別係数 ( ) × 在任期間係数 ( )
		利益連動報酬の総額 × 在任する取締役全ての在任期間調整後の役位別係数の合計

( ) (役位別係数)

役 位	係 数
代表取締役社長	3.00
代表取締役副社長	2.70
専務取締役	2.20
常務取締役	2.00
取締役	1.50

( ) (在任期間係数)

在任期間係数	=	年間 in 任月数
		12

役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議内容

取締役の報酬の額は、株主総会で決議された取締役年間報酬限度額の範囲内で、その具体的金額については取締役会における協議により決定しております。

取締役の報酬限度額については、1993年12月21日開催の第37期定時株主総会において、取締役年間報酬限度額を300百万円（ただし、使用人兼務役員の使用人分は含まない。定款で定める取締役の員数は10名以内とし、本有価証券報告書提出日現在は5名）と決議されております。

## 2. 監査役の報酬

監査役の報酬の額は、株主総会で決議された監査役年間報酬限度額の範囲内で、その具体的金額については監査役会における協議により決定しております。

監査役の報酬限度額については、1993年12月21日開催の第37期定時株主総会において、監査役年間報酬限度額を30百万円（定款で定める監査役の員数は5名以内とし、本有価証券提出日現在は3名）と決議されております。

## 役員の報酬等

・提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員の区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額(千円)					対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	196,632	146,632	-	50,000	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	19,500	19,500	-	-	-	-	1
社外役員	15,000	15,000	-	-	-	-	3

(注) 1. 当事業年度末における取締役の員数は5名（社外取締役を含む）、監査役の員数は3名（社外監査役を含む）であります。

2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額として次の金額を含んでおります。

取締役 4名 50,000千円

3. 当社は、2012年12月21日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職金慰労金を各氏に贈呈することを決議いたしております。

・提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

・使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

( 5 ) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である投資株式の定義を「専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式」とし、これに該当する株式を当社は保有しておりません。これに対し、純投資目的以外の投資株式については、以下に記載する通り、政策保有株式として保有しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

< 政策保有株式に関する方針・考え方 >

保有については、事業運営上の必要性などを総合的に勘案した上で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない政策保有株式は保有しないこととしております。

< 個別の政策保有株式の保有の適否の検証 >

当社取締役会では、政策保有株式の保有意義について以下の項目を検証し、総合的に判断しております。その上で、保有の意義が相対的に乏しいと認められた銘柄については、保有方針の見直しを行い、株式の売却を進めることとしております。

また、保有株については、個別の政策保有株式の保有の合理性について毎年取締役会にて検証を行い、保有意義の薄れてきた銘柄については、取引先等との対話・交渉を実施しながら、政策保有株式の縮減を進めるものとしております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

- ・保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

	銘柄数 ( 銘柄 )	貸借対照表計上額の 合計額 ( 千円 )
非上場株式	1	660,006
非上場株式以外の株式	4	180,097

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 ( 銘柄 )	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 ( 千円 )	株式数の増加の理由
非上場株式	1	642,928	協業関係強化のため
非上場株式以外の株式	1	4,508	取引関係の円滑な維持として事業上の取り組み強化を目的に保有し、持株会に加入しており、定期的に購入するため増加。

・保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株日伝	46,380	44,851	取引関係の円滑な維持として事業上の取り組み強化を目的に保有しております。また持株会に加入しており、定期的な購入により当該株式数は増加しております。保有目的が適切か、また保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等について、2025年9月の取締役会において、政策保有株式の検証の件として決議しております。その結果、当該株式の保有は当社の経営戦略上合理性があると判断しております。 なお、同社は、2025年3月28日に普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。	有
	126,201	150,253		
コクヨ(株)	40,000	10,000	営業上の取引先として事業上の取り組み強化を目的に保有しております。なお、株式分割により株式数が増加しております。保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等について、2025年9月の取締役会において、政策保有株式の検証の件として決議しております。その結果、当該株式の保有は当社の経営戦略上合理性があると判断しております。	無
	35,240	25,310		
株GS1クレオス	4,000	4,000	営業上の取引先として事業上の取り組み強化を目的に保有しております。保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等について、2025年9月の取締役会において、政策保有株式の検証の件として決議しております。その結果、当該株式の保有は当社の経営戦略上合理性があると判断しております。	無
	9,584	7,984		
グンゼ(株)	2,400	1,200	営業上の取引先として事業上の取り組み強化を目的に保有しております。なお、株式分割により株式数が増加しております。保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等について、2025年9月の取締役会において、政策保有株式の検証の件として決議しております。その結果、当該株式の保有は当社の経営戦略上合理性があると判断しております。	無
	9,072	6,756		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの  
該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、暁監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、監査法人との緊密な連携や各種の情報提供、会計税務専門の出版社のセミナーへの参加、また、専門書や購読している月刊誌及び週刊誌等で会計基準の内容や変更に十分対応できるよう適切に把握し、社内周知を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,274,669	5,120,396
受取手形、売掛金及び契約資産	13,135,877	12,181,579
電子記録債権	203,702	33,142
有価証券	200,030	-
仕掛品	1,496,298	1,181,866
原材料及び貯蔵品	3,238,778	3,996,492
前渡金	144,507	213
未収還付法人税等	-	291,229
その他	119,623	183,679
貸倒引当金	22,798	14,908
流動資産合計	14,790,688	12,973,691
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,3878,646	2,3825,686
機械装置及び運搬具（純額）	3207,630	3173,983
土地	2782,307	2782,307
リース資産（純額）	343,539	332,905
その他（純額）	362,188	341,622
有形固定資産合計	1,974,312	1,856,506
無形固定資産		
ソフトウェア	15,265	14,409
その他	4,072	4,009
無形固定資産合計	19,337	18,418
投資その他の資産		
投資有価証券	207,024	840,103
長期貸付金	100,000	-
保険積立金	119,715	122,770
繰延税金資産	214,255	78,551
その他	20,941	21,879
貸倒引当金	643	-
投資その他の資産合計	661,294	1,063,304
固定資産合計	2,654,943	2,938,230
資産合計	17,445,631	15,911,921

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	747,512	415,717
電子記録債務	1,283,648	529,220
契約負債	452,128	110,081
短期借入金	2,3,600,000	2,4,100,000
1年内返済予定の長期借入金	2,70,016	-
リース債務	12,615	11,471
未払金	180,151	133,255
未払費用	122,305	84,976
未払法人税等	455,585	6,554
賞与引当金	333,764	65,441
役員賞与引当金	50,000	50,000
製品保証引当金	121,133	20,201
事業構造改革引当金	-	28,187
その他	18,650	29,131
<b>流動負債合計</b>	<b>7,447,512</b>	<b>5,584,240</b>
<b>固定負債</b>		
リース債務	33,058	23,126
資産除去債務	33,765	34,214
その他	3,744	3,744
<b>固定負債合計</b>	<b>70,568</b>	<b>61,085</b>
<b>負債合計</b>	<b>7,518,080</b>	<b>5,645,325</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	963,230	963,230
資本剰余金	1,352,321	1,352,321
利益剰余金	7,528,132	7,894,606
自己株式	18,274	32,771
<b>株主資本合計</b>	<b>9,825,409</b>	<b>10,177,386</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	84,422	73,358
為替換算調整勘定	17,718	15,850
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>102,141</b>	<b>89,208</b>
<b>純資産合計</b>	<b>9,927,550</b>	<b>10,266,595</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>17,445,631</b>	<b>15,911,921</b>

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
売上高	1 16,082,270	1 7,330,581
売上原価	5 11,779,759	5 4,961,481
売上総利益	4,302,511	2,369,099
販売費及び一般管理費	2, 3 1,515,683	2, 3 1,548,651
営業利益	2,786,827	820,447
営業外収益		
受取利息	12,578	15,554
受取配当金	12,848	41,331
補助金収入	8,664	1,670
売電収入	11,266	9,936
受取賃貸料	7,110	7,148
受取ロイヤリティー	8,997	5,938
その他	8,088	7,351
営業外収益合計	69,553	88,931
営業外費用		
支払利息	9,179	24,162
減価償却費	4,525	4,525
貸倒引当金繰入額	643	-
為替差損	81,297	28,410
その他	1,900	589
営業外費用合計	97,546	57,688
経常利益	2,758,834	851,690
特別損失		
固定資産除却損	-	4 78
事業構造改革引当金繰入額	-	6 27,931
事業構造改革損失	-	2,374
特別損失合計	-	30,383
税金等調整前当期純利益	2,758,834	821,306
法人税、住民税及び事業税	770,919	107,888
法人税等調整額	50,022	128,538
法人税等合計	820,942	236,427
当期純利益	1,937,892	584,879
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,937,892	584,879

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
当期純利益	1,937,892	584,879
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	27,371	11,063
為替換算調整勘定	1,739	1,868
その他の包括利益合計	1 25,631	1 12,932
包括利益	1,963,524	571,946
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,963,524	571,946
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	963,230	1,352,321	5,808,645	18,119	8,106,078
当期変動額					
剰余金の配当			218,406		218,406
親会社株主に帰属する当期純利益			1,937,892		1,937,892
自己株式の取得				154	154
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,719,486	154	1,719,331
当期末残高	963,230	1,352,321	7,528,132	18,274	9,825,409

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	57,051	19,457	76,509	8,182,587
当期変動額				
剰余金の配当				218,406
親会社株主に帰属する当期純利益				1,937,892
自己株式の取得				154
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	27,371	1,739	25,631	25,631
当期変動額合計	27,371	1,739	25,631	1,744,963
当期末残高	84,422	17,718	102,141	9,927,550

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日）

(単位：千円)

株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	963,230	1,352,321	7,528,132	18,274	9,825,409
当期変動額					
剰余金の配当			218,404		218,404
親会社株主に帰属する当期純利益			584,879		584,879
自己株式の取得				14,496	14,496
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	366,474	14,496	351,977
当期末残高	963,230	1,352,321	7,894,606	32,771	10,177,386

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	84,422	17,718	102,141	9,927,550
当期変動額				
剰余金の配当				218,404
親会社株主に帰属する当期純利益				584,879
自己株式の取得				14,496
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,063	1,868	12,932	12,932
当期変動額合計	11,063	1,868	12,932	339,045
当期末残高	73,358	15,850	89,208	10,266,595

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,758,834	821,306
減価償却費	164,350	142,842
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,740	8,533
賞与引当金の増減額(△は減少)	9,951	268,323
製品保証引当金の増減額(△は減少)	57,061	100,931
事業構造改革引当金の増減額(△は減少)	-	28,187
受取利息及び受取配当金	25,426	56,885
支払利息	9,179	24,162
有形固定資産除却損	-	78
売上債権の増減額(△は増加)	140,258	1,124,857
棚卸資産の増減額(△は増加)	1,474,729	443,282
仕入債務の増減額(△は減少)	4,060,840	1,086,222
契約負債の増減額(△は減少)	147,260	342,046
その他	715,487	71,505
小計	997,946	93,284
利息及び配当金の受取額	14,262	20,973
利息の支払額	8,882	24,162
法人税等の支払額	789,541	820,520
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>213,785</b>	<b>916,993</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	-	10,000
定期預金の払戻による収入	-	10,000
投資有価証券の償還による収入	300,000	200,000
投資有価証券の取得による支出	4,160	604,865
有形固定資産の取得による支出	46,464	19,875
無形固定資産の取得による支出	2,745	4,135
長期貸付けによる支出	100,000	-
その他	10	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>146,639</b>	<b>428,876</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	2,000,000	1,000,000
短期借入金の返済による支出	200,000	500,000
長期借入金の返済による支出	89,996	70,016
リース債務の返済による支出	15,878	12,781
自己株式の取得による支出	154	14,496
配当金の支払額	218,612	219,351
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,475,357</b>	<b>183,354</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>8,928</b>	<b>8,242</b>
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,826,854	1,154,272
現金及び現金同等物の期首残高	4,437,815	6,264,669
現金及び現金同等物の期末残高	16,264,669	15,110,396

【注記事項】

( 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 )

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

高鳥（常熟）精密機械有限公司

また、2025年7月25日開催の取締役会において、高鳥（常熟）精密機械有限公司の解散決議を行い、現在清算中であります。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の高鳥（常熟）精密機械有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としてあります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

・製品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～60年

機械装置及び運搬具 4年～17年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、市場販売用のソフトウェアについては市場における見込有効期間（3年）に基づいております。

リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を計上しております。

#### 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

#### 製品保証引当金

無償保証契約や瑕疵担保責任などによって、一定期間発生する保証費用に備えて見積額を計上しております。

#### 事業構造改革引当金

子会社の閉鎖等の事業構造改革などに伴い発生する費用に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

また、在外連結子会社は、現地政府基準による退職一時金制度を設けております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、電子機器事業、繊維機器事業、医療機器事業に関連する製品の製造及び販売を主な事業としており、これらの製品販売において、顧客との契約の中で当社グループが据付の義務を負う製品については、据付が完了した時点、また、据付の義務を負わない製品、パーツ販売、その他の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用して、出荷した時に収益を認識しております。海外販売についてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

また、製品の販売契約において、保証期間内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理を行う等の製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

### (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

### (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度末において、繰延税金資産 78,551千円（前連結会計年度末 214,255千円）を連結貸借対照表に計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性を判断するに当たり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、当社グループの企業分類を判断しております。当該判断結果に従い、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来の一時差異等のスケジューリングに基づき回収見込額の算定を行っております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて行っておりますが、事業計画の基礎となる売上計画や発生費用計画等の仮定は、市場環境、新規契約の受注の成否等の影響を受けるため不確実性を伴います。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

事業計画へ重要な影響を与える現象がないという仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性の見積りを実施していますが、急激な事業環境の変化等が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性に影響を及ぼす可能性があります。

2. 製品保証引当金の計上

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度末において、製品保証引当金 20,201千円（前連結会計年度末 121,133千円）を連結貸借対照表に計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループは、装置販売後の保証期間に係るアフターサービス費用の見込額を製品保証引当金として計上しております。

主要な仮定

アフターサービス費用の見込額は、過去の支出実績等に基づいて、会計上の見積りを行っております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

大規模なリコールや製造物賠償責任につながるような製品の欠陥が発生し顧客に損失をもたらした場合、多額の追加費用の発生により、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度末において、仕掛品 1,181,866千円（前連結会計年度末 1,496,298千円）、原材料及び貯蔵品 3,996,492千円（前連結会計年度末 3,238,778千円）を連結貸借対照表に計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、一定の不動日数を超える場合に規則的に帳簿価額を切り下げる処理を行っております。

重要な仮定

一定の不動日数に基づく帳簿価額の切り下げについては、製品の受注状況及び製品販売後の修理等に使用される原材料等の使用実績を勘案し、過去の平均値を用いて算定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当社グループが参画している事業は、短期的に需給バランスが崩れ市場規模が大きく変動することがあり、市場の予期せぬ急激な縮小が生じた場合や原材料等の使用実績に著しい変化が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、棚卸資産の帳簿価額の切り下げが追加で必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収消費税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「未収消費税等」に表示しております43,214円は「その他」として組替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「租税公課」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「租税公課」に表示していた1,431円は、「その他」として組替えております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
建物	762,046千円	716,253千円
土地	667,258	667,258
計	1,429,305	1,383,512

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
短期借入金	2,900,000千円	3,400,000千円
1年内返済予定の長期借入金	70,016	-
計	2,970,016	3,400,000

3 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,370,170千円	4,490,091千円

4 当社及び連結子会社（高鳥（常熟）精密機械有限公司）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
当座貸越極度額	6,000,000千円	9,500,000千円
借入実行残高	3,600,000	4,100,000
差引額	2,400,000	5,400,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日 )	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日 )
役員報酬	198,253千円	181,132千円
給料	315,154	314,156
賞与引当金繰入額	83,100	19,874
役員賞与引当金繰入額	50,000	50,000
貸倒引当金繰入額	1,023	10,896
退職給付費用	10,073	10,098
販売促進費	126,511	168,957

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日 )	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日 )
	124,888千円	259,186千円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日 )	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日 )
工具、器具及び備品	- 千円	78千円
計	-	78

5 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日 )	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日 )
	30,538千円	11,780千円

6 事業構造改革引当金繰入額

前連結会計年度（自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日）  
当該事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日）  
子会社の閉鎖等の事業構造改革などに伴い発生する費用に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日 )	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日 )
<b>その他有価証券評価差額金 :</b>		
当期発生額	39,360千円	14,714千円
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	39,360	14,714
法人税等及び税効果額	11,989	3,651
その他有価証券評価差額金	27,371	11,063
<b>為替換算調整勘定 :</b>		
当期発生額	1,739	5,074
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	1,739	5,074
法人税等及び税効果額	-	6,942
為替換算調整勘定	1,739	1,868
その他の包括利益合計	25,631	12,932

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日 )

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,491,490	-	-	5,491,490
合計	5,491,490	-	-	5,491,490
自己株式				
普通株式	31,334	33	-	31,367
合計	31,334	33	-	31,367

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加33株は、単元未満株式の買取による増加33株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年12月22日 定時株主総会	普通株式	218,406	40	2023年 9月30日	2023年12月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月20日 定時株主総会	普通株式	218,404	利益剰余金	40	2024年 9月30日	2024年12月23日

当連結会計年度（自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,491,490	-	-	5,491,490
合計	5,491,490	-	-	5,491,490
自己株式				
普通株式	31,367	9,654	-	41,021
合計	31,367	9,654	-	41,021

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加9,654株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加9,600株、単元未満株式の買取りによる増加54株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年12月20日 定時株主総会	普通株式	218,404	40	2024年 9月30日	2024年12月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年12月19日開催予定の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月19日 定時株主総会	普通株式	218,018	利益剰余金	40	2025年 9月30日	2025年12月22日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日 )	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日 )
現金及び預金勘定	6,274,669千円	5,120,396千円
預入期間が3か月を超える定期預金	10,000	10,000
現金及び現金同等物	6,264,669	5,110,396

(リース取引関係)

該当事項はありません。

( 金融商品関係 )

1 . 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達する方針によっております。一時的な余資は安全性の高い金融資産（主に預金）で運用しております。またデリバティブ取引は、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、与信管理を行っております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権については、通貨別月別に為替変動による影響額を把握するなどの方法により管理しております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や出資先の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。金利変動リスクを回避するため、全ての金融機関において一部または全ての繰上返済が可能であります。

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

2 . 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（2024年9月30日）

（単位:千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	200,030	199,724	306
株式	190,303	190,303	-
(2) 長期貸付金	100,000	114,822	14,822
資産計	490,334	504,850	14,516
(3) 長期借入金 ( 1年内返済予定の長期借入金を含む )	70,016	69,889	126
負債計	70,016	69,889	126

当連結会計年度（2025年9月30日）

（単位:千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券			
株式	180,097	180,097	-
資産計	180,097	180,097	-

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位:千円）

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
非上場株式	16,720	660,006

(注) 1. 金銭債権及び満期のある投資有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2024年9月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	6,274,669	-	-	-
受取手形、売掛金及び契約資産	3,135,877	-	-	-
電子記録債権	203,702	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	100,000	-	-	-
満期保有目的の債券(国債)	-	-	-	-
満期保有目的の債券(その他)	100,000	-	-	-
長期貸付金	-	100,000	-	-
合計	9,814,248	100,000	-	-

当連結会計年度 (2025年9月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,120,396	-	-	-
受取手形	581	-	-	-
売掛金	2,152,306	-	-	-
電子記録債権	33,142	-	-	-
合計	7,306,425	-	-	-

(注) 2. 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,600,000	-	-	-	-	-
長期借入金	70,016	-	-	-	-	-
合計	3,670,016	-	-	-	-	-

当連結会計年度 (2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	4,100,000	-	-	-	-	-
合計	4,100,000	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年9月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	190,303	-	-	190,303
資産計	190,303	-	-	190,303

当連結会計年度（2025年9月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	180,097	-	-	180,097
資産計	180,097	-	-	180,097

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年9月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	100,000	99,724	199,724
長期貸付金	-	-	114,822	114,822
資産計	-	100,000	214,546	314,546
長期借入金				
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	69,889	-	69,889
負債計	-	69,889	-	69,889

当連結会計年度（2025年9月30日）

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券等は、取引金融機関から入手した価格に基づいて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。転換社債型新株予約権付社債はインカム・アプローチ（現在価値法）により評価しております。転換社債型新株予約権の時価の算定に際しては重要な観察できないインプットを用いていることから、レベル3の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2024年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表額を超えないもの	(1) 国債・地方債	-	-	-
	(2) 社債	100,030	100,000	30
	(3) その他	100,000	99,724	275
	小計	200,030	199,724	306
合計		200,030	199,724	306

当連結会計年度 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	190,303	73,274	117,028
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	190,303	73,274	117,028
連結貸借対照表額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		190,303	73,274	117,028

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額16,720千円)については、市場価格がない株式等であることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2025年9月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	180,097	77,783	102,314
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	180,097	77,783	102,314
連結貸借対照表額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		180,097	77,783	102,314

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額660,006千円）については、市場価格がない株式等であることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度（2024年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年9月30日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当連結会計年度における、当社の確定拠出年金制度への要拠出額は39,920千円であります。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当連結会計年度における、当社の確定拠出年金制度への要拠出額は39,419千円であります。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
<b>繰延税金資産</b>		
棚卸資産評価損否認	58,527千円	50,584千円
賞与引当金	101,664	19,933
減損損失否認	38,281	38,271
減価償却超過額	1,735	37,010
貸倒引当金	1,149	4,541
役員賞与引当金	15,230	15,230
製品保証引当金	36,358	6,152
未払事業税	22,707	1,486
その他	38,742	27,047
繰延税金資産小計	314,393	200,254
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	52,442	61,753
評価性引当額小計	52,442	61,753
繰延税金資産合計	261,950	138,501
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	32,606	28,955
資産除去債務に対応する除去費用	1,552	1,509
固定資産圧縮積立金	13,535	12,866
その他	-	16,620
繰延税金負債合計	47,694	59,950
繰延税金資産の純額	214,255	78,551

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
法定実効税率		30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	法定実効税率と税効果会計適用後法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております	0.9
住民税均等割		0.4
試験研究費に係る税額控除		3.8
その他		0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率		28.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更して計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社グループは、奈良県において賃貸不動産を所有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,678千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,775千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	59,469	59,469
期中増減額	-	-
期末残高	59,469	59,469
期末時価	48,198	47,502

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を指標等に用いて調整を行った金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表「注記事項」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,201,518	3,249,718
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,249,718	2,186,030
契約資産（期首残高）	890,378	89,861
契約資産（期末残高）	89,861	28,691
契約負債（期首残高）	304,868	452,128
契約負債（期末残高）	452,128	110,081

(注) 1. 当社グループの契約資産は、履行済みの部分に係る権利に關し未請求のものであります。

2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、452,128千円（前連結会計年度は304,868千円）であります。なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)  
【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品別のセグメントから構成されており、「電子機器事業」、「繊維機器事業」及び「医療機器事業」の3つを報告セグメントとしてあります。「電子機器事業」は、主に半導体製造機器、新素材加工機器及びディスプレイ製造機器の製造・販売をしており、「繊維機器事業」は、主に自動裁断機の製造・販売をしてあります。「医療機器事業」は、主にモバイル型胸腹水濾過濃縮処理装置及び医療機器のOEM/ODM並びに医療機器製造装置の製造・販売をしてあります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注）1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	電子機器事業	繊維機器事業	医療機器事業	計		
売上高 顧客との契約 から生じる収益 その他の収益	15,730,586	246,140	105,544	16,082,270	-	16,082,270
外部顧客への売上高 セグメント間の内部売 上高又は振替高	15,730,586	246,140	105,544	16,082,270	-	16,082,270
計	15,730,586	246,140	105,544	16,082,270	-	16,082,270
セグメント利益 又は損失（）	2,901,662	16,661	131,497	2,786,827	-	2,786,827
セグメント資産	9,752,831	301,933	133,121	10,187,886	7,257,745	17,445,631
その他の項目 減価償却費 有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	146,062	6,554	7,208	159,824	-	159,824
	79,497	5,374	1,854	86,726	-	86,726

（注）1. セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金及び預金、  
投資有価証券及び繰延税金資産等であります。

2. セグメント利益又は損失の合計は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日）

( 単位 : 千円 )

	報告セグメント				調整額(注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	電子機器事業	繊維機器事業	医療機器事業	計		
売上高						
顧客との契約 から生じる収益	6,930,112	129,252	271,216	7,330,581	-	7,330,581
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	6,930,112	129,252	271,216	7,330,581	-	7,330,581
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	6,930,112	129,252	271,216	7,330,581	-	7,330,581
セグメント利益 又は損失( )	955,525	7,070	128,007	820,447	-	820,447
セグメント資産	8,908,083	205,261	137,259	9,250,605	6,661,316	15,911,921
その他の項目						
減価償却費	126,166	5,091	7,059	138,316	-	138,316
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	21,581	1,646	1,187	24,415	-	24,415

(注) 1 . セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金及び預金、  
投資有価証券及び繰延税金資産等であります。

2 . セグメント利益又は損失の合計は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品ごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア		その他	合計
	うち中国			
4,199,571	11,495,734	9,664,020	386,965	16,082,270

(注) 売上高は、納入先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント
東栄実業有限公司	7,867,799	電子機器事業

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品ごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア		その他	合計
	うち中国			
3,362,836	3,004,367	2,131,946	963,377	7,330,581

(注) 売上高は、納入先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント
TOYO ADTEC PTE. LTD	1,145,903	電子機器事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日 )	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日 )
1 株当たり純資産額	1,818円19銭	1,883円62銭
1 株当たり当期純利益	354円92銭	107円15銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日 )	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日 )
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,937,892	584,879
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,937,892	584,879
普通株式の期中平均株式数(株)	5,460,136	5,458,682

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,600,000	4,100,000	0.7	-
1年以内に返済予定の長期借入金	70,016	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	12,615	11,471	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	-	-	-	-
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	33,058	23,126	-	2027年～2030年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	3,715,689	4,134,597	-	-

（注）1. 借入金の平均利率については、期末時点の残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	11,389	9,389	2,288	59

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

（2）【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,185,437	3,824,283	4,841,507	7,330,581
税金等調整前中間(当期) (四半期)純利益(　は損失) (千円)	20,320	495,587	398,192	821,306
親会社株主に帰属する中間 (当期)(四半期)純利益 (　は損失)(千円)	140,400	333,980	227,773	584,879
1株当たり中間(当期)(四 半期)純利益(　は損失) (円)	25.71	61.17	41.72	107.15

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(　) (円)	25.71	86.88	19.45	65.43

（注）当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,076,663	4,954,215
受取手形	17,202	581
売掛金	2,319,872	2,152,306
電子記録債権	203,702	33,142
契約資産	89,861	28,691
有価証券	200,030	-
仕掛品	1,425,114	1,167,560
原材料及び貯蔵品	3,219,363	3,996,492
前渡金	144,507	213
未収還付法人税等	-	291,229
前払費用	227	361
その他	2,125,049	177,992
貸倒引当金	22,593	14,908
流動資産合計	14,677,910	12,787,879
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,846,769	1,794,496
構築物	31,876	31,189
機械及び装置	207,630	173,859
車両運搬具	0	124
工具、器具及び備品	61,620	41,622
土地	1,782,307	1,782,307
リース資産	43,539	32,905
有形固定資産合計	1,973,743	1,856,506
無形固定資産		
ソフトウェア	15,265	14,409
その他	4,072	4,009
無形固定資産合計	19,337	18,418
投資その他の資産		
投資有価証券	207,024	840,103
関係会社出資金	200,484	200,484
出資金	1,170	1,170
長期貸付金	100,000	-
長期前払費用	500	1,593
保険積立金	119,715	122,770
繰延税金資産	208,178	85,613
その他	19,066	18,748
貸倒引当金	643	-
投資その他の資産合計	855,496	1,270,483
固定資産合計	2,848,577	3,145,408
資産合計	17,526,487	15,933,288

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	2 787,181	2 481,555
電子記録債務	1,283,648	529,220
契約負債	452,120	110,081
短期借入金	1 3,600,000	1 4,100,000
1年内返済予定の長期借入金	1 70,016	-
リース債務	12,615	11,471
未払金	2 249,863	2 133,737
未払費用	119,778	78,529
未払法人税等	454,804	6,554
賞与引当金	332,749	64,491
役員賞与引当金	50,000	50,000
製品保証引当金	121,027	20,074
その他	22,430	27,597
流動負債合計	7,556,235	5,613,313
<b>固定負債</b>		
リース債務	33,058	23,126
資産除去債務	33,765	34,214
その他	3,744	3,744
<b>固定負債合計</b>	70,568	61,085
<b>負債合計</b>	7,626,803	5,674,399
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	963,230	963,230
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	1,352,321	1,352,321
<b>資本剰余金合計</b>	1,352,321	1,352,321
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>	95,460	95,460
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮積立金</b>	29,819	30,801
<b>別途積立金</b>	1,876,000	1,876,000
<b>繰越利益剰余金</b>	5,516,704	5,900,489
<b>利益剰余金合計</b>	7,517,984	7,902,750
<b>自己株式</b>	18,274	32,771
<b>株主資本合計</b>	9,815,261	10,185,530
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>	84,422	73,358
<b>評価・換算差額等合計</b>	84,422	73,358
<b>純資産合計</b>	9,899,684	10,258,889
<b>負債純資産合計</b>	17,526,487	15,933,288

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
売上高	1 15,999,009	1 7,208,561
売上原価	-	-
製品期首棚卸高		
当期製品製造原価	1 11,871,799	1 4,898,856
合計	11,871,799	4,898,856
製品期末棚卸高	-	-
製品売上原価	11,871,799	4,898,856
売上総利益	4,127,209	2,309,704
販売費及び一般管理費		
販売促進費	126,086	168,938
旅費及び交通費	57,995	91,302
役員報酬	198,253	181,132
給料及び賞与	330,649	330,653
賞与引当金繰入額	82,995	17,907
減価償却費	40,758	41,571
貸倒引当金繰入額	891	8,328
役員賞与引当金繰入額	50,000	50,000
研究開発費	124,888	259,186
その他	463,158	379,742
販売費及び一般管理費合計	1,475,677	1,512,106
営業利益	2,651,531	797,598
営業外収益		
受取利息	11,933	15,330
受取配当金	12,848	41,331
補助金収入	8,577	1,589
受取ロイヤリティー	9,517	7,343
売電収入	11,266	9,936
受取賃貸料	7,110	7,148
仕入割引	2,610	647
その他	11,723	6,570
営業外収益合計	75,587	89,898
営業外費用		
支払利息	9,179	24,162
減価償却費	4,525	4,525
租税公課	1,431	74
為替差損	-	21,003
その他	1,112	515
営業外費用合計	16,248	50,281
経常利益	2,710,870	837,214
特別利益		
投資損失引当金戻入額	25,114	-
特別利益合計	25,114	-
特別損失		
固定資産除却損	-	2 78
特別損失合計	-	78
税引前当期純利益	2,735,984	837,136
法人税、住民税及び事業税	770,053	107,749
法人税等調整額	64,217	126,216
法人税等合計	834,271	233,965
当期純利益	1,901,713	603,170

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		別途積立金	
当期首残高	963,230	1,352,321	95,460	32,287	1,876,000	3,830,930	5,834,677
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				2,467		2,467	-
剰余金の配当						218,406	218,406
当期純利益						1,901,713	1,901,713
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	2,467	-	1,685,774	1,683,306
当期末残高	963,230	1,352,321	95,460	29,819	1,876,000	5,516,704	7,517,984

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	18,119	8,132,109	57,051	8,189,161
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
剰余金の配当		218,406		218,406
当期純利益		1,901,713		1,901,713
自己株式の取得	154	154		154
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	27,371	27,371
当期変動額合計	154	1,683,151	27,371	1,710,522
当期末残高	18,274	9,815,261	84,422	9,899,684

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
当期首残高	963,230	1,352,321	95,460	29,819	1,876,000	5,516,704	7,517,984
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				981		981	-
剰余金の配当						218,404	218,404
当期純利益						603,170	603,170
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	981	-	383,784	384,765
当期末残高	963,230	1,352,321	95,460	30,801	1,876,000	5,900,489	7,902,750

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	18,274	9,815,261	84,422	9,899,684
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
剰余金の配当		218,404		218,404
当期純利益		603,170		603,170
自己株式の取得	14,496	14,496		14,496
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	11,063	11,063
当期変動額合計	14,496	370,269	11,063	359,205
当期末残高	32,771	10,185,530	73,358	10,258,889

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ. 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

製品・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～60年

機械及び装置 4年～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)、市販販売用のソフトウェアについては市場における見込有効期間(3年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

無償保証契約や瑕疵担保責任などによって、一定期間発生する保証費用に備えて見積り額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、電子機器事業、繊維機器事業、医療機器事業に関連する製品の製造及び販売を主な事業としており、これらの製品販売については、顧客との契約の中で当社が据付の義務を負う製品は据付が完了した時点、また、据付の義務を負わない製品、パーソ販売、その他の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用して、出荷した時点に収益を認識しております。海外販売についてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

また、製品の販売契約において、保証期間内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理を行う等の製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### （重要な会計上の見積り）

##### 1. 繰延税金資産の回収可能性

###### （1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度末において、繰延税金資産 85,613千円（前事業年度末 208,178千円）を貸借対照表に計上しております。

###### （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）1. 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

##### 2. 製品保証引当金の計上

###### （1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度末において、製品保証引当金 20,074千円（前事業年度末 121,027千円）を貸借対照表に計上しております。

###### （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）2. 製品保証引当金の計上」の内容と同一であります。

##### 3. 棚卸資産の評価

###### （1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度末において、仕掛品 1,167,560千円、原材料及び貯蔵品 3,996,492千円（前事業年度末 1,425,114千円、3,219,363千円）を貸借対照表に計上しております。

###### （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）3. 棚卸資産の評価」の内容と同一であります。

#### （会計方針の変更）

##### （法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

#### （追加情報）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
建物	762,046千円	716,253千円
土地	667,258	667,258
計	1,429,305	1,383,512

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
短期借入金	2,900,000千円	3,400,000千円
1年内返済予定の長期借入金	70,016	-
計	2,970,016	3,400,000

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
短期金銭債権	424,334千円	- 千円
短期金銭債務	169,339	65,837

3 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
当座貸越極度額	6,000,000千円	9,500,000千円
借入実行残高	3,600,000	4,100,000
差引額	2,400,000	5,400,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	597,359千円	390,715千円
仕入高	366,368	200,515

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
工具、器具及び備品	- 千円	78千円
計	-	78

(有価証券関係)

前事業年度(2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年9月30日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>繰延税金資産</b>		
棚卸資産評価損否認	58,527千円	50,584千円
賞与引当金	101,355	19,644
減損損失否認	38,281	38,271
減価償却超過額	1,735	37,010
貸倒引当金	35	4,541
役員賞与引当金	15,230	15,230
製品保証引当金	36,864	6,114
未払事業税	22,707	1,486
その他	33,582	18,313
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>308,316</b>	<b>191,193</b>
<b>評価性引当額</b>	<b>52,442</b>	<b>52,570</b>
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>255,873</b>	<b>138,623</b>
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	32,606	28,955
資産除去債務に対応する除去費用	1,552	1,509
固定資産圧縮積立金	13,535	12,866
その他	-	9,678
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>47,694</b>	<b>53,010</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>208,178</b>	<b>85,613</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>法定実効税率</b>		30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.9
住民税均等割		0.4
試験研究費に係る税額控除	以下であるため、注記 を省略しております	3.7
その他		0.0
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>27.9</b>	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」が課されることになりました。これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

( 収益認識関係 )

顧客との契約による収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

( 単位 : 千円 )

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	846,769	6,755	-	59,028	794,496	2,925,414
	構築物	31,876	1,950	-	2,636	31,189	337,938
	機械及び装置	207,630	1,930	-	35,700	173,859	360,360
	車両運搬具	0	124	-	-	124	2,642
	工具、器具及び備品	61,620	7,970	78	27,889	41,622	747,200
	土地	782,307	-	-	-	782,307	-
	リース資産	43,539	1,550	-	12,183	32,905	116,534
	計	1,973,743	20,279	78	137,439	1,856,506	4,490,091
無形固定資産	ソフトウェア	15,265	4,135	-	4,990	14,409	-
	その他	4,072	-	-	62	4,009	-
	計	19,337	4,135	-	5,052	18,418	-

( 注 ) 当期増加額のうち主なものは次の通りであります。

建物 空調設備 5,960千円

【引当金明細表】

( 単位 : 千円 )

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	23,236	14,908	23,236	14,908
賞与引当金	332,749	64,491	332,749	64,491
役員賞与引当金	50,000	50,000	50,000	50,000
製品保証引当金	121,027	20,074	121,027	20,074

( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

( 3 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	(特別口座)  取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 (特別口座)  株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  取次所  買取手数料 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (公告掲載URL <a href="https://www.takatori-g.co.jp">https://www.takatori-g.co.jp</a> )
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第68期）（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）2024年12月23日近畿財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年12月23日近畿財務局長に提出

#### (3) 半期報告書及び確認書

（第69期中）（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）2025年5月13日近畿財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 2024年12月24日 近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書 2025年7月31日に近畿財務局長に提出

#### (5) 自己株券買付状況報告書

自己株券買付状況報告（自 2025年7月28日 至 2025年7月31日）2025年8月12日近畿財務局長に提出

自己株券買付状況報告（自 2025年8月1日 至 2025年8月31日）2025年9月10日近畿財務局長に提出

自己株券買付状況報告（自 2025年9月1日 至 2025年9月30日）2025年10月9日近畿財務局長に提出

自己株券買付状況報告（自 2025年10月1日 至 2025年10月31日）2025年11月12日近畿財務局長に提出

自己株券買付状況報告（自 2025年11月1日 至 2025年11月30日）2025年12月8日近畿財務局長に提出

#### (6) 訂正自己株券買付状況報告書

訂正自己株券買付状況報告（自 2025年7月28日 至 2025年7月31日）2025年8月29日近畿財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年12月18日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

暁監査法人

兵庫県西宮市

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 織田 成人

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 松島 秀典

### <連結財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカトリの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカトリ及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社タカトリは、当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産78,551千円を計上しており、連結財務諸表の【注記事項】(税効果会計関係)に記載のとおり、当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は138,501千円であり、将来減算一時差異200,254千円から評価性引当額61,753千円が控除されている。</p> <p>会社は、繰延税金資産の回収可能性を判断するに当たり、連結財務諸表の【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額は、過去の予算達成率、事業環境における不確実性などによる影響を加味して見積もっており、事業計画における重要な仮定は、売上及び発生費用の計画である。</p> <p>当該見積りは、不確実性を伴うものであり、経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けるものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社タカトリ及びその連結子会社の繰延税金資産の回収可能性を検証するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰延税金資産の回収可能性の判断に関する内部統制の整備及び運用状況の評価を実施した。</li> <li>・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類の妥当性を検討した。</li> <li>・将来の課税所得の見積りの前提となった事業計画等が適切な承認を得られていることを確認するとともに、当該事業計画に、売上予測及び発生費用の将来予測を適切に反映されているかどうかを検証した。</li> <li>・過年度における将来の課税所得の見積りと実績を比較し、将来の事業計画に一定のリスクが反映され作成されているかどうかを検証した。</li> <li>・将来減算一時差異等の解消予定時期のスケジューリングや将来課税所得の計算に含まれる申告調整項目について、過年度及び当連結会計年度の課税所得計算における申告調整内容との整合性を確認した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社タカトリの2025年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社タカトリが2025年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### ＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）[監査の状況]に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月18日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

暁監査法人

兵庫県西宮市

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 織田 成人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 松島 秀典

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカトリの2024年10月1日から2025年9月30日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社株式会社タカトリの2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 繰延税金資産の回収可能性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(繰延税金資産の回収可能性)と同一の内容であるため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。